

歯学教育評価

点 検 ・ 評 価 報 告 書

【申請歯科大学・歯学部 基本情報】

大学・学部・学科名	愛知学院大学 歯学部 歯学科
大学・学部・学科英語名	Aichi Gakuin university School of Dentistry
学位名称	学士(歯学)
定員	募集定員:125 名、収容定員:750 名

序 章

(1) 歯学教育（学士課程）の概要、これまでの自己点検・評価活動及びそれらの結果を受けて講じた教育の改善・向上の概要等

最初に「歯学教育（学士課程）の概要」を述べる。

本大学は教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、学則第1条に「学問の独立を全うし、真理の追究と学理の応用に努め、深く専門の学芸を教授研究し、その普及を図ることを目的とし、併せて本大学設立の趣旨である仏教精神、特に禅の教えを身につけた個性豊かにして教養高く、国家及び社会の形成者として有用な人材を育成し、もって文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを使命とする」と記している。そして、第1条の2で、「本大学は、その教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。」としている。また、2020（令和2）年4月1日から施行された私学法の改正に伴い、学校法人の運営基盤の強化、教育の質の向上及び運営の透明性の確保についても学校法人の意義としている。なかでも、事業計画及び事業に関する中期的な計画の作成にあたっては、認証評価の結果を踏まえて作成することが求められており、歯学部においても中期的計画を策定している。

歯学部においては、毎年2回、歯学部自己点検・評価委員会を開催し、愛知学院大学歯学部自己点検・評価委員会内規に基づいて歯学部の教育理念・目標及び歯学部の3つの方針について全学的な方針との整合性を検討し、教育の充実、学習成果の向上を目指している。同委員会の検討結果は歯学部教授会で審議され、改善の方策を検討している。歯学部自己点検・評価委員会には外部委員（1名）を含めており、内部からだけでなく客観的な視点から点検・評価を行っている。

次に、「これまでの自己点検・評価活動及びそれらの結果を受けて講じた教育の改善・向上の概要等」について述べる。

本学全体として、2020年（令和2）年度に受審した大学基準協会による大学評価（認証評価）において、大学基準協会の大学基準に適合していると認定された（認定の期間は、2021年4月1日から2028年3月31日まで）。そこで、はじめに、その判定結果の概要（総評）を総評から抜粋して記載する。

本学は、建学の精神及び大学の目的を達成すべく「愛知学院大学 中・長期計画」を策定し、教育活動の充実に取り組んでいると判断された。内部質保証については、PDCAサイクルを機能させ「全学自己点検・自己評価委員会」および「大学教学改革推進会議」が責任を負う体制を構築されていると判断されたが、それらの委員会と会議の役割分担や統括する学長の権限が不明確などについては改善を求められた。そこで、全学的な取り組みとして、規程等の改正を行った。

教育については、各学部ともディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成し真摯に取り組んでいたが、なお改善の余地があると指摘されたので、現在は、さらに教育課程の編成・実施方針の改正を進め、アセスメントプランの具体化を図っている。

続いて、順に「概評」及び「提言」で指摘された点について抜粋して記載する。

理念・目的においては、各学部では、大学の理念・目的および学部の目的を学則等に概ね適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対し公表していると判断された。

内部質保証においては、本章でも述べたが、「全学自己点検・自己評価委員会」と「大学教学改革推進会議」の2つの内部質保証推進組織のもと、自己点検・評価結果に基づく改善・向上を行う体制としているものの、それらの活動が「点検・評価報告書」作成等の大学評価への対応に終始しており、各部局への改善に向けたフィードバックが充分であるとはいいがたいので、自律的に各部局への改善支援を行う体制を整備し、教育をはじめとする諸活動の質を自ら保証するよう改善が求められた。これの指摘を受けて、現在、全学的な大学執行部会を設置することで整備を進めてきた。

教育研究組織においては、それぞれの学部において課程修了のために修得すべき知識・能力を適切に設定した学位授与方針を定め、学部ごとに履修要項において示すとともにホームページで公表していると判断された。また、それぞれの学部で一定の体系性の元相応しい授業科目を開設し、教育課程を変更し、カリキュラム・マップにより教育課程と学位授与方針との関連性を示し、教育課程の順次性等にも良く配慮していると判断された。しかしながら、歯学部においては、「1年間に履修登録できる単位数の上限を定めておらず、特に、各学部1年次で実際に多くの単位を履修登録する学生が相当数いるものの、単位の実質化を図る措置は不十分であるため単位数の趣旨に照らして改善が求められる」と指摘された。そこで、本年度歯学部においては、1年次の単位取得の上限を定めた。また、「毎回の授業の予習・復習の時間が「30分程度」や「予習も復習もしなかった」という科目が過半数に達しており、実態として十分な授業時間外学修時間もたれているとはいえない。」と指摘されたので、歯学部では、この指摘を受けて歯学部教員によるワークショップを開催し、各講義の中、または、講義後に課題を出して提出させることに至っている。成績評価、単位認定及び学位授与について、歯学部では「愛知学院大学歯学部の履修等に関する取り決めに明示している」。また、「歯学部キャンパスガイド」に成績評価及び単位認定について明示し、学生に周知している。」ことから、単位認定は単位制度の趣旨に基づいて行われている判断された。

学生の受け入れにおいては、「学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、全学としての学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め公表している。」ことから、適正に学生の受け入れ方針を定め公表していると判断された。また、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価において、歯学部では、「入学後の学生の学修状況や成績、国家試験の合格率を調査し、入試形態との関係を分析することで入学者の適切性の判

断を行い、改善・向上に向けて取り組んでいる。」と判断された。なお、2020年度において歯学部で収容定員に対する在籍学生数比率が1.04と高いため、学部の定員管理を徹底するよう、改善を求められたが、現在は、すでに改善している。

教員・教員組織については、「大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部の教員組織の編成に関する方針を明示しているかに関して適切に行っている。」と判断された。また、「FD活動は概ね実施されているものの、改善の余地があるため、各部署の教員の教育活動の向上、教育課程の授業方法の開発及び改善のためによりよく生かす努力をすることが望まれる。」と指摘されたので、歯学部では、本年度において、総合歯科医学教育講座を設立し、常勤教員2名を配置し歯学部独自でFDの開催回数を増やす試みをしている。

学生支援において、「学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は概ね整備されているといえるが、障がい学生への支援などの点において改善が望まれる。」ことが指摘されたので、歯学部独自の障がい学生支援委員会を立ち上げて体制を整備した。以上が大学評価の結果の概要となる。

最後に、歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議から令和4年3月31日に受けた「令和元年度（第4回）フォローアップ調査まとめを踏まえたヒアリング結果について」の通知を受けたので、その中の「全体を通して」に記載されている6つの項目について、その対応を述べる。

1. 「改善計画を見る限り、PDCAサイクルが回っていない。現状分析を不十分な上での、改善計画となっている。現状分析の上、全学的な改善計画を立案し、構成員で共有化し、実効性のあるPDCAサイクルを回すことが肝要である。」と指摘されたので、歯学部教員によるワークショップを開催し、現状の分析から改善計画を立案し実施した。例えば、6年次の講義において成績別にクラス編成し、そのクラスの学生に適正となる講義を実施した。また、現状分析を行う部署の設立が必要と考え、本年度より総合歯科医学教育講座を設立し、常勤教員2名による各試験等の成績分析を行っている。
2. 「改善計画に沿った種々の取り組みを行っているようであるが、特に、診療参加型臨床実習が適切に実施されていない。細切れの実習になっており、自験が質的にも量的にも低下し歯科医師に求められる基本的な臨床能力（技能）が身につけていないと思われる。」と指摘されたので、令和5年度の臨床実習から患者配当制の自験によるカリキュラムに修正した。さらに、令和6年度は、各診療科において、学生が優先使用できるユニットを設けることと、学生への配当患者数を前年度より増やすことを試みている。
3. 「臨床実習を各診療科任せではなく適切な指導體制の下で診療参加型臨床実習を実施し、実習の充実へ向けた教育改革及び組織改革のためのFDが必要である。Student Dentists法制化、シームレスな歯科医師養成に向けて臨床実習の大きな改善が必要である。」と指摘

されたので、本年度より総合歯科医学教育講座を設立し、適切な指導ができる体制を整備している。また、その総合歯科医学教育講座による歯学部FDを実施し、その第1回では、前回の国家試験の分析結果から考察できることを全教員に講義した。

4. 「修業年限（6年）での国家試験合格率を向上させる取り組みが必要である。」と指摘されたので、令和5年度に現歯学部長を委員長とする歯学部独自の「All Pass Project委員会」を設置し、「10年後に6年生全員が国家試験を受験し、合格することを目指す。」ことを目標に掲げ、歯学部全教職員で学生の成績向上のための新たな取り組みを始めた。例えば、昨年度から2年生・3年生の学期末に進級要件となる総合学力試験を実施したり、定期試験問題を返却したり、その問題の解説講義を実施したりするなど、カリキュラムの改善に取り組んでいる。詳細については、本章で述べる。

5. 「今後も継続的にフォローアップが必要であると考え。」と指摘されたので、総合歯科医学教育講座で継続的にフォローアップできる体制を整備した。

6. 「指摘された改善事項については、明確な到達目標、工程表ならびに期限について明示されたい。」と指摘されたので、現在、歯学部独自の中期的な計画を立案し実施している。この詳細については本章で述べる。

以上この序章で述べた改善・改革は実施途中のものであり、その過程は、本学が掲げる理念・目的の実現および、さらなる本学の教育の発展に必要であると全教職員が認めるところでもあり、今後もその達成に向けて鋭意努力をするものであると考えている。

本章

1 使命・目的

・項目:使命・目的

	評価の視点	評価のポイント
1-1	歯学教育（学士課程）が担う基本的使命及び当該歯学教育（学士課程）を設置する大学の理念・目的を踏まえ、養成すべき人材像を明らかにした歯学教育（学士課程）の目的を設定していること。	・歯学教育（学士課程）の目的の明確性と適切性 ・目的における個性化と多様性の視点 ・設置する大学の理念・目的との関連性
1-2	歯学教育（学士課程）の目的を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。	・目的の周知・公表方法 ・周知活動の効果の把握

<現状の説明>

【1-1】歯学教育（学士課程）が担う基本的使命及び当該歯学教育（学士課程）を設置する大学の理念・目的を踏まえ、養成すべき人材像を明らかにした歯学教育（学士課程）の目的を設定していること。

1) 歯学教育(学士課程)を設置する愛知学院大学の理念・目的について

愛知学院大学（以下、「本学」）は、1876（明治 9）年に創立された「曹洞宗専門学支校」を母体とする学校法人愛知学院により 1953（昭和 28）年曹洞宗の開祖道元禅師七百回大遠忌記念事業として創立され、140 有余年を経過した。本学は仏教精神に基づき設立され、「学校法人愛知学院寄附行為」第 4 条に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神に則り学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」と明示されている（資料 1-1）。本学教育の中核理念は、「行学一体・報恩感謝」の建学の精神である（資料 1-2-1）。この建学の精神を柱とした人間教育を実現するために、①めざす人間像を「自分の可能性に挑戦し、協働の場で主体的に活躍できる人」、②教育理念を「専門の理論と応用を教授・研究し、併せて本学設立の趣旨である仏教、特に禅の精神を基とした人格形成に努め、知の実践と自己の把握により、感謝の心をもった社会人を養成して、広く各界に寄与し、人類の福祉と文化の発展に貢献する」（資料 1-2-2）と定め、歯学部卒業後も社会において広く活躍できる人材を養成している。本学の目的については、大学学則の第 1 条に次のように適切に定めている（資料 1-3）。本学は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、学問の独立を全うし、真理の探求と学理の応用に努め、深く専門の学芸を教授研究し、その普及を図ることを目的とし、併せて本学設立の趣旨である仏教精神、とくに禅の教えを身につけた個性豊かにして教養高く、国家及び社会の形成者として有能な人材を育成し、もって文化の創造・発展と人類の福祉に貢献することを使命としている。

2) 歯学教育(学士課程)が担う基本的使命、目的について

3) 目的における個性化と多様性の視点について

歯学部は、1961年(昭和36年)の学部開設以来、本学の建学の精神である「行学一体・報恩感謝」を歯学教育の分野で実践し、真に国民の歯科医療に貢献し得る幅広い知識と卓越した技術を有し、生涯にわたって自己研鑽に励む強い意識を持つ人材を養成するとともに、国際社会においても優れた貢献をなし得る高度医療人としての歯科医師、及び歯科医療や歯科医学の教育・研究におけるリーダーとして活躍できる優れた人材の養成を目的としている。これら本学の理念・目的及び歯学部の教育理念・目的に基づき、国民の求める歯科医師養成を行うために、個性化と多様性の視点から以下の4項目を定めた(資料1-2-3)。

- 1) 倫理観を持った人間性豊かな歯科医師の養成
- 2) 学際的教養を身に着けた歯科医師の養成
- 3) 歯科医療技術に習熟した歯科医師の養成
- 4) 国際貢献と地域歯科医療への協力

この歯学部の「人材の養成・教育研究上の目的」の4項目では、本学の建学の精神、教育理念を踏まえたうえで制定されており、よって本学の理念・目的との関連性は明確で十分に担保されている。また、国民の求める歯科医師養成を行うという観点からも適切なものといえる。

【1-2】歯学教育(学士課程)の目的を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。

1) 歯学教育(学士課程)の目的の教職員及び学生への周知、社会一般への公表について

本学及び歯学部の教育理念・目的は、評価項目1-1のとおり、大学学則、愛知学院大学人材の養成・教育研究上の目的に関する規程(資料1-4)に明示し、大学及び歯学部ホームページ等を通して教職員、学生、社会に対して広く周知・公表している(資料1-5-1)。これらについては本学教員及び学生全員に配付される歯学部の「歯学部キャンパスガイド」上に、歯学部1年次から6年次までの学士課程におけるカリキュラム・ツリー及びカリキュラムマップを図として掲載(資料1-2-4)するとともに、ホームページのURLを記載することによって重ねて周知を図っている。さらに、歯学部ホームページ上にて各学年に対応する授業科目名・授業の目的・授業の到達目標を掲げたカリキュラムマップ及びそれぞれに紐づけしたディプロマ・ポリシーの事項(コミュニケーション力、倫理観・生命科学の基本的知識、科学的視点・思考・行動、口腔領域疾患の専門的知識、歯科治療の基礎的スキル、チーム医療の基礎的知識)を明記し、学士課程における学年ごとの達成目標が分かるように掲載している(資料1-5-2)。学生に対しては、年度初めに開催される学年別オリエンテーションにおいて、「歯学部キャンパスガイド」の記載内容に沿って教務主任から説明と周知を行っている。

2) 周知活動の効果の把握について

学生には、年度初めのオリエンテーションにおいて、教務主任からの説明と周知、効果の把握に努めている。新入生に対しては入学式、学部別の新入生ガイダンス等においても周知し、効果の把握に努めている。また、受験生には入試広報用の『大学案内』（資料 1-6）といったパンフレット・印刷物を用いてより分かりやすい表現で周知・公表するとともに、入試説明会（受験生サイト）やオープンキャンパス、保護者相談会などでも周知を図り、本学の理念・目的及び歯学教育の目的に対する理解向上と理解度の把握に努めている。

上記のように、様々な機会を活用することで、歯学部における歯学教育の目的の周知と公表を行い、周知活動の効果を把握するとともにその浸透を図っている。

上述の周知及び公表による効果を把握するため、入試説明会（受験生サイト）やオープンキャンパス、保護者相談会の終了時にアンケートを実施している。実際に参加することで教員や在学生から直接話を聞くことや、気軽に質問することができ、疑問点が直ぐに解決することができた等の回答が多く、周知効果が高いといえる。（資料 1-7）

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「学校法人愛知学院寄附行為」（第 4 条）
- ・添付資料 1-2-1：「歯学部キャンパスガイド」（表紙裏面）
- ・添付資料 1-2-2：「歯学部キャンパスガイド」（ii 頁 本学の教育理念）
- ・添付資料 1-3：「愛知学院大学学則」（第 1 条）
- ・添付資料 1-4：「愛知学院大学人材の育成・教育研究上の目的に関する規程」（第 11 条）
- ・添付資料 1-2-3：「歯学部キャンパスガイド」（1 頁）
- ・添付資料 1-5-1：大学ホームページ（教育理念・目標）
(<https://www.agu.ac.jp/pdf/guide/ideal/purpose1.pdf>)
- ・添付資料 1-2-4：「歯学部キャンパスガイド」（xii 頁～xiii 頁）
- ・添付資料 1-5-2：大学ホームページ（ディプロマ・ポリシー対応表）
(<http://www.dent.aichi-gakuin.ac.jp/schedule/pdf2024/diploma-policy.pdf>)
- ・添付資料 1-6：「愛知学院大学大学案内 2025」
- ・添付資料 1-7：令和 6 年度第 5 回歯学部教授会 資料 28

・項目:目的の検証

評価の視点	評価のポイント
1-3 歯学教育(学士課程)の目的の適切性について定期的に検証を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・目的の適切性の検証 ・検証の結果に基づく具体的な改善事例

<現状の説明>

【1-3】歯学教育(学士課程)の目的の適切性について定期的に検証を行っていること。

1)歯学部教育活動の目的の定期的な適切性の検証について

歯学部の歯学教育課程及びその内容、方法の適切性については、以下に記述する本学の教育目標に沿って実施される学部教育活動の定期的な検証法によって確認されている。

本学における学部教育課程の目的の適切性の検証については、「内部質保証推進会議」及び「自己点検・評価委員会」において、点検・評価及び点検・評価結果の活用に関する取組みの現状確認を全学的に行い、本学内のPDCAサイクルを回す制度として学部ごとに実施する「学部・研究科自己点検・自己評価委員会」で自己点検・評価を行ったうえ、その結果を「内部質保証推進会議」でとりまとめるという体制を整備している。この体制による点検・評価の結果、2020(令和2)年度に「大学教学改革推進会議」(現:内部質保証推進会議)において教育課程の編成・実施方針の見直しが行われ、2021(令和3)年4月からは、教育課程の編成に関する基本的な考え方と実施に関する基本的な考え方の両方が示された教育課程の編成・実施方針に改正、施行されている(資料1-5-3)。また、学部ごと又は学科ごとに「学修状況実態把握に関するアンケート」「学生による授業アンケート」、単位修得状況調査及びGPA取得状況調査を毎年実施し、それらの結果を内部質保証システムの一環として大学ホームページに公表している(資料1-5-4)。そのほか、毎年度の自己点検・評価として、学部・学科ごとに「自己点検・評価シート」による自己点検・評価を実施している(資料1-5-5)。このように、歯学部では歯学部自己点検・自己評価委員会の責任のもとで歯学教育課程の内容の適切性、学修成果の測定の適切な活用に関する整備を行っている(資料1-8)。

なお、各学部自己点検・自己評価を専門とする委員会が設置されたのは2019(令和元年)であるが、それまでは、本学及び歯学部レベルの教授会(学部会)、FD委員会(学部会)、教務委員会(学部会)等において学修成果の把握やその評価について、適切な点検・評価、その結果の活用に向けた取組みを実施してきた。(資料1-9)

特に、学修成果の把握やその評価については、歯学部4年生は秋学期に共用試験(CBT、OSCE)を受験する。共用試験は歯学教育モデル・コア・カリキュラムに準拠した全国共通の標準評価試験(令和6年度より、この試験は公的化となり、合格が国家試験受験要件である)であるため、この結果と6年生が卒業直前に受験する歯科医師国家試験の成績によって教育成果の検証を行い、教育過程や教育内容・方法の改善に結びつけている。また、学生による授業アンケート評価の結果についても、教員が検討し、講義・実習の改善に繋げている。そして、2023年度までの自己点検・評価結果に基づいて歯学教育カリキュラムの一部見直

しが行われ、2024 年度からは学習意欲の高揚、学習レベルの向上、学習効率の改善を目指した新カリキュラムが導入され、実施している。さらに、2024 年度には歯学部内に総合歯科医学教育講座が新設され（資料 1-10）、歯学教育情報管理分析室（歯学部 IR 室）との連携のもと、歯学教育と試験に関わる分析・検証を進めている（資料 1-11）。

このように定期的な自己点検・自己評価が行われ、その結果を内部質保証に提出するという定期的な検証体制により、ディプロマ・ポリシーに示す学修成果の測定の適切な活用・現状把握と評価に関する適切な検証に努めている。

2)教育目標の適切性の検証の結果に基づく具体的な改善事例について

①歯学教育情報管理分析室（歯学部IR室）及び総合歯科医学教育講座の設置

自己点検・自己評価後は、歯学部のカリキュラムの検討・編成・改定、専門教育科目の見直し・追加、授業内容の充実、学修関連イベント、学生に対する学修・履修指導に活用されている。特にこれらの基盤となる部署として歯学部内では、各学年の定期試験・総合歯学試験の成績分析、共用試験対策カリキュラム立案、進級や卒業率の向上（留年率の低減）に対する分析、歯科医師国家試験合格率の向上等に対する分析を目的として、教育支援組織として2019年4月に歯学教育情報管理分析室（IR室）が設置された。さらに、2024年4月に2名の専任教員により総合歯科医学教育講座を設置し、IR室と連携しながら、歯科医学教育に必要な情報の収集・提供を行い、入試改革の他、歯科医師国家試験、共用試験対策に有効活用するとともに、学修成果の把握、教育改善に資する調査分析を行う体制を整えており、本学部における機能強化を図っている。

上記の部門による各種の分析結果を、FDセミナーを通じて、教員に周知するとともに、歯学部生への学修効果の向上を図っている。

②愛知学院大学歯学部学生支援室(SSC: Student Support Center)の設置

従来運用してきた CSS（Communication Support System）という学生支援体制を発展させて、2022 年 5 月に「愛知学院大学歯学部学生支援室」（SSC: Student Support Center）を歯学部内に設置し、チューター制度を導入した。従来 1～4 年生が対象であったものを 1～6 年生の全学年に対象を拡大した。CSS は、2014（平成 26）年度に歯学部内に設置され、1 年生から 4 年生の全学生に対して、基礎系教員 1 名 が 15～20 名の学生を担当する形で配置され、担当教員が学年主任や事務室と連携して学生への生活支援を実施することを特徴としていた。そのため学生は、如何なる時でも学生生活に関する諸問題について相談し、指導・助言を受けることができるという学生生活支援という面では優れていた。しかし、この支援体制には担当教員からの成績指導等の学修面での支援を学生が受けるまでに至ってはいないという課題もあった。SSC では上記課題を改善すべく、10 数名程度の学生に対して 1 名の教員（チューター）が学生の生活と学修の問題点（定期試験、総合歯学試験、共用試験関係、卒業試験、学外模擬試験等の成績結果に対する個別の指導）の把握と学修指導、生

活面でのアドバイスや学修支援を行うものである。学年が進んでも教員は原則持ち上がり6年生まで同じ教員が担当する制度である（資料1-12）。

③歯学部授業シラバスの第三者チェックと歯学部授業アンケートの実施

本学では、各教員がカリキュラム・ポリシーを踏まえ授業目標、内容、方法を定め、カリキュラムマップ及びシラバスで示しており、相関関係が取れている。シラバスの第三者チェック（資料1-13）においても、学生への公開前にカリキュラムマップと照らし合わせ、齟齬が無いかを確認し、必要であれば内容の見直しを行っている。また、学生を対象とした授業アンケートには「授業内容はシラバス（講義概要）に沿ったものでしたか。」との設問を設け、学生目線で授業科目の内容及び方法のチェックが行われており、教員個々の授業改善に役立っている（資料1-5-6）。

④本学全体及び本学部における3つのポリシーの整合性と一体性の検証

本学では、2016（平成28）年3月31日に中央教育審議会大学分科会大学教育部会より「三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」が示されたことを受け、大学教学改革推進会議（現：内部質保証推進会議）を中心に、各学部において再検討が行われ（資料1-14）、その際、本学全体及び各学部・学科の3つのポリシーの一部修正を行い、2017（平成29）年度より全学的に施行するとともにホームページ上でも公開した（資料1-5-7）。これら方針では、①本学全体における各学位プログラムの位置付けがより明確になるようにすること、②本学の理念・目的を踏まえて本学全体の方針と各学位プログラムの方針が整合性を持つようにすること、③各学位プログラム内における3つのポリシーの一体性を図ること、の3点が重視されている。

3つのポリシーの再構築にあたり、国のガイドラインを踏まえて、それらを一貫性のある評価可能な表現に改める等の観点から、大学教学改革推進会議を中心に歯学部教務委員会と歯学部教授会にて、本学と歯学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとの対応関係を精査した。

本学では、大学全体を俯瞰し中・長期の視点を持って質向上に取り組まなければならないとの認識から、2026（令和8）年の学校法人創立150周年に向けて2019（令和元）年度に法人の中・長期計画を策定した。これらの策定にあたっては、学長、副学長、学長補佐において構想案が取り纏められ、代表教授会等での議論を経て本学理事会において決定された（資料1-5-8）。

本学での中・長期計画策定に基づき、歯学部では、理事長・学長のリーダーシップの下、魅力ある大学づくりを推進し、社会から高く評価される大学となるために、2020（令和2）年4月1日から2026（令和8）年3月31日までの6年間における歯学部中期計画を策定し、次の点を基本に中期目標を定め、歯学部としての責務を持続的に果たすものとして公表した（資料1-15）。

・多彩なニーズに対応できる歯科医師養成の教育課程を養成し、社会情勢の変化に対応でき

る歯科医師を養成することが社会から求められており、愛知学院大学歯学部として個性的なアウトカム基盤型教育カリキュラムを構築して、高度な歯科保健医療活動が行える実践的歯科医療人の育成を目指す。

- ・優秀な人材を選抜し、歯科医療人としての高い志を育むとともに質の高い教育活動を展開し、豊かな人間性と生命の尊厳についての深い認識を有し、口腔の健康を通して人間の命と生活を守るという職責を自覚した歯科医療人を育成する。
 - ・教職員が教職員協働体制で、オープンキャンパス及び高大連携などを推進し、歯科医療人が社会に貢献する職種であるということをアピールし、歯科保健医療活動を通じて、社会に貢献する優秀な人材を確保する。
 - ・FD 活動を通じて、歯科医学教育の変化に対応できる質の高い教育能力を持つ教員の養成に努める。一方、職員に対しては、SD 活動を通じて、教育活動において果たす役割について理解を高める。
 - ・学生の学修支援及びマッチング支援体制のさらなる充実に向けて積極的に活動する。
- 上記のように本学の教育活動指針に沿って、歯学部では歯学教育課程の内容、方法の適切性、学修成果の把握、結果の活用についての点検・評価をし、課題の抽出とその改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-5-3：大学ホームページ「カリキュラム・ポリシー」
<https://www.agu.ac.jp/pdf/guide/ideal/2024/curriculum01.pdf>
- ・添付資料 1-5-4：大学ホームページ「学修状況実態把握に関するアンケート」「学生による授業アンケート」 <https://www.agu.ac.jp/guide/data/student.html>
- ・添付資料 1-5-5：大学ホームページ「自己点検・自己評価」
https://www.agu.ac.jp/guide/self_assessment/
- ・添付資料 1-8：愛知学院大学歯学部自己点検・評価委員会内規
- ・添付資料 1-9：令和 5 年度第 4 回歯学部教授会 資料 12・議事録
- ・添付資料 1-10：令和 5 年度第 12 回歯学部教授会 資料 10
- ・添付資料 1-11：愛知学院大学歯学部歯学教育情報管理分析室規程
- ・添付資料 1-12：愛知学院大学歯学部学生支援室規程
- ・添付資料 1-13：令和 5 年度第 19 回歯学部教授会 資料 14
- ・添付資料 1-5-6：大学ホームページ「授業アンケート」
<https://www.agu.ac.jp/guide/data/student.html>
- ・添付資料 1-14：平成 31 年度第 6 回歯学部教授会 資料 2
- ・添付資料 1-5-7：大学ホームページ「3 つのポリシー」
<https://www.agu.ac.jp/guide/ideal/>

- ・添付資料 1-5-8：大学ホームページ「学校法人愛知学院中長期計画書」

<http://www.aichi-gakuin.jp/finance/pdf/2020/chuchokikeikaku.pdf>

- ・添付資料 1-15：愛知学院大学歯学部中期計画

【大項目1の現状に対する点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

2017（平成29）年度に大学基準協会による第3期認証評価基準に基づき2016（平成28）年度自己点検・自己評価を行ったところ、本学全体としてのさらなる改善・改革が必須であることが判明し、内部質保証推進会議、自己点検・評価委員会を中心に、本学執行部と各組織レベルとの連携・協力を一層緊密にし、内部質保証システムを更に有効に機能させるための土台を整備した。具体的には、2018（平成30）年度からの自己点検・自己評価のスタイルとして、従来からの認証評価報告書に準じた報告書形式での依頼・記載を改め、各学部・研究科、その他の機関ごとに基準に基づくワークシート形式（資料1-16）での報告とし、組織ごとに「現状説明」「長所・特色」「課題・問題点」「課題・問題点に対する改善策」について記入したものを内部質保証推進会議に提出し、取りまとめたものを全学的な観点からの点検・評価を、自己点検・評価委員会に依頼。当該委員会で精査し、その結果ならびに提言を推進会議へ報告。提言内容によっては、学長から各部局へフィードバックし、改善を指示する。なお、本学の運営に関わる部課所についても本学独自の評価として、前述同様のワークシート形式によってそれぞれの業務に対してのPDCAサイクルを回すことの意識付けを行っている。（資料1-17）

以上のように、従来から行ってきた自己点検・自己評価の体制が、内部質保証推進会議、自己点検・評価委員会を中心に見直されたことに伴い、歯学部においても内部質保証推進会議、自己点検・評価委員会の下で、本学全体の内部質保証体制の改善・向上と共に取り組んでいるが、以下については今後検討及び改善が必要な点である。

①自己点検・自己評価委員会体制により定期的に教育活動を点検した結果、歯科医学教育者・研究者の育成、卒業生の大学院進学率などの成果は十分とは言えないため、今後、教育目標・計画における個性化と多様性を達成するための改善プランについての検討が必要である。

②自己点検・自己評価として、本学内部の質保証体制は整備されたが、歯学部においては、外部評価者（有識者）1名による点検・評価体制を整え、内部からだけでなく、客観的な視点から点検・評価を行っているが、近年の社会環境の急激な変化に伴い国民から求められる歯科医師像が変化していることを鑑みると、外部の有識者からの意見も含めて歯学教育の目的の適切性についての定期的な検証が重要である。したがって、歯学部の自己点検・自己評価活動の機能と有効性を高めるためにも、自己点検・自己評価委員会に、より広い範囲（年齢層、性別など）からの意見聴取が可能となるよう複数の外部評価者を加えた評価体制

を構築できるかが今後の課題である。

(2) 改善のためのプラン

①歯学部では、毎年年度末に歯学部・大学院歯学研究科「歯科医学教育者のためのセミナーとワークショップ」(主催：未来口腔医療研究センター 歯学教育ICT開発研究部門、共催：大学院歯学研究科FD委員会、歯学部FD委員会、大学院薬学研究科FD委員会、薬学部FD委員会、愛知学院大学短期大学部FD委員会)を数日間各種テーマに分けて開催している(資料1-18)。

今後は、歯科医学教育者・研究者の育成を目的としたWGを新設し、学生のリサーチマインドの涵養、卒業生の大学院進学率の向上へ向けた対策案、教育カリキュラム、歯科医学教育に関する目標・計画の適切性の検証も含めて検討していくこととしている。

②歯学部の自己点検・自己評価委員会に、学生・卒業生・歯学部教員・学外の有識者がメンバーとなり、歯学部の教育理念・目的、カリキュラム体系等について議論する場を設け、持続的かつ発展的な改善の検討を行っていく必要がある。対策としては、教育目的の点検評価を目的として、歯学部の「学生による授業アンケート(2020(令和2)年度からWebによる回答方式:セメスターごとに年2回)」、卒業生を対象とした学部の歯学教育の目的の適切性に関する「卒業時アンケート(2018年度(平成30年度卒業生)から実施)」を実施しているので、今後はこの結果を検証し、さらなる歯学教育の質保証の向上を図る予定である。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-16：2023年度自己点検・評価シート(歯学部・歯学部事務室)
- ・添付資料 1-17：2023年度自己点検・評価シート点検・評価結果(歯学部・歯学部事務室)
- ・添付資料 1-18：歯科医学教育者のためのセミナーとワークショップ案内一覧

2 教育の内容・方法・成果

・項目：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針

評価の視点	評価のポイント
2-1 歯学教育（学士課程）の目的に基づき、修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を明示した学位授与方針を策定していること。また、これを踏まえて教育課程の編成・実施方針を策定していること。	・学位授与方針の策定 ・学位授与方針における修得すべき知識・技能・態度など（臨床能力を含む）期待する学習成果の明示 ・教育課程の編成・実施方針の策定 ・歯学教育（学士課程）の目的と学位授与方針の整合性 ・学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の整合性
2-2 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。	・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の周知・公表方法 ・周知活動の効果の把握

<現状の説明>

【2-1】歯学教育（学士課程）の目的に基づき、修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を明示した学位授与方針を策定していること。また、これを踏まえて教育課程の編成・実施方針を策定していること。

愛知学院大学歯学部の学位授与方針は愛知学院大学の建学の精神と愛知学院ディプロマポリシーを歯学教育の分野で実践し、国民の福祉向上に貢献できる歯科医師を養成することを目的に次に示すように策定されている。

愛知学院大学の建学の精神（資料 1-5-9）、「専門の理論と応用を教授・研究し、あわせて本学設立の主旨である仏教精神、特に禅的教養を基とした「行学一体」の人格育成に努め、「報恩感謝」の生活のできる社会人を養成し、広く世の各界に寄与し、人類の福祉と文化の発展に貢献する。」に基づき愛知学院大学は、教育理念・目標を達成するために、学生に高い倫理観と豊かな人間性を備えることを求め、以下の5つの能力を適切に評価して、総合的な人間力を身につけていると判定した人に学位を授与する（資料 1-5-10）。

- ① 多様な価値観をもつ人々と積極的に意思疎通のできるコミュニケーション力を身につけている。
- ② 幅広い教養を身につけている。
- ③ 社会の種々の課題を発見し、情報を収集して、論理的に分析・思考し、解決することができる。
- ④ 各学部・学科が求める専門分野に関する高度な知識・技能を修得している。
- ⑤ 愛知学院大学の建学の精神を修得している。

歯学部の教育の目的は愛知学院大学全体の教育方針に歯学教育の特殊性を加味し、本学の建学の精神である「行学一体・報恩感謝」を歯学教育の分野で実践し、真に国民の歯科医

療に貢献し得る幅広い知識と卓越した技術を有し、生涯にわたって自己研鑽に励む強い意識を持つ人材を養成するとともに、国際社会においても優れた貢献をなし得る高度医療人としての歯科医師、及び歯科医療や歯科医学の教育・研究におけるリーダーとして活躍できる優れた人材の養成することとしている（資料 1-5-11）。そして、この歯学教育（学士課程）の目的と整合性をとり学位授与方針を次のように策定している。愛知学院大学歯学部は、大学の教育理念・目標を達成するために、学生に豊かな人間性と高い倫理観ならびに専門的知識を備えることを求め、所定の単位を修得した上で、以下の6つの能力を適切に評価して、歯科医師として適格と判定した人の卒業を認め、学士（歯学）の学位を授与する（資料 1-2-5）。

- ① 多様な人々と良好な人間関係を構築するコミュニケーション力を身につけている。
- ② 建学の精神と一般教養ならびに高い倫理観と生命科学に関する基本的知識を身につけている。
- ③ グローバルな社会で歯科医師の果たす役割を科学的視点から捉え、思考し、行動することができる。
- ④ 口腔領域の疾患の予防・診断・治療に関する専門的知識を修得している。
- ⑤ 歯科治療に必要な高頻度治療の基礎的スキル訓練を修了している。
- ⑥ 地域包括医療などのチーム医療に関する基礎的知識を身につけている。

以上6項目は習得すべき知識・技能・臨床能力を含む態度など明示した学位授与方針となっている。

また、前述のディプロマ・ポリシーを包含し、教育課程の編成・実施方針と整合性を取りながらカリキュラムの策定を行っている。カリキュラムの策定方法について述べる。本学では令和2年3月10日の第19回歯学部教授会にて歯学部の学年制及び教育課程に関する下記規程（資料 2-1）を定め教育課程の編成・実施方針の変更に柔軟な対応を可能としている。

- ① 教育課程（カリキュラム）を改正した場合、改正した年度から新教育課程（新カリキュラム）に全て変更し開講する。
- ② 改正後において開講する授業科目が、現行の開講学年から下位の学年へ移動し開講が必要な場合及び在籍学年より下位の学年において新たに開講し当該学年の学生に必要な場合は、特別に開講し対応する。
- ③ 学生は、入学年度の教育課程（カリキュラム）にかかわらず、在学中に教育課程（カリキュラム）の改正があった場合、当該学年において、当該年度の新教育課程（新カリキュラム）で履修する。
- ④ 進級及び卒業は、当該年度の新教育課程（カリキュラム）に基づき判定する。

上記規程により、本学は今年度より歯学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）に対応し、新カリキュラムのもとで1年次から6年次まで教育課程の編成・実施方針

の策定を行った。今回の改訂では、モデル・コア・カリキュラムに示される「歯科医師として求められる基本的な資質・能力は、生涯にわたり研鑽して獲得する、医療人としての資質・能力と位置づけて、将来の歯科医師像を明確に示し、大学がディプロマポリシーに基づくカリキュラム作成時の参考となるように工夫してある。基本的な資質には①PR:プロフェッショナルリズム(Professionalism)、②GE:総合的に患者・生活者をみる姿勢(General Attitude)、③LL:生涯にわたって共に学ぶ姿勢(Lifelong Learning)、④RE:科学的探究(Research)、⑤PS:専門知識に基づいた問題解決能力(Problem Solving)、⑥IT:情報・科学技術を活かす能力(Information Technology)、⑦CS:患者ケアのための診療技能(Clinical Skills)、⑧CM:コミュニケーション能力(Communication)、⑨IP:多職種連携能力(Interprofessional Collaboration)、⑩SO:社会における医療の役割の理解(Medicine in Society)の10項目からなる。これら10項目を可及的に包含する形でカリキュラムの編成を行い、「医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ」、「歯科医師の役割」、「歯科診療と研究の基本」、「医療コミュニケーションと多職種連携Ⅱ」を新設した(資料1-2-6)。これは愛知学院大学歯学部が掲げるディプロマ・ポリシーと概念的に共通点が多いことから、新カリキュラムによる教育課程の編成・実施方針と整合性があると考えられる。また、本学のシラバスには「関連性が高いディプロマ・ポリシー」の記載項目(資料2-2)がありディプロマ・ポリシーとカリキュラムポリシーの整合性を意識し教員は講義を行っている。

【2-2】学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、愛知学院大学ホームページと歯学部ホームページに掲載(資料1-5-10)し、教職員、在学生、保護者及び受験希望者などの関係者とともに一般社会に向けて広く公開し、周知している。さらに、愛知学院大学歯学部キャンパスガイド2024 令和6年度版1頁に学位授与方針を記載し、2頁に教育課程編成・実施の方針を記載している。キャンパスガイド(資料1-2-5)は教職員、在学生、保護者には配付し、学位授与方針や教育課程編成・実施の方針周知に努めている。受験希望者及び保護者への周知はオープンキャンパスを通じ周知を図るように努めている。社会一般への公表と情報の発信はホームページを通じて行っている(資料1-5-9)。

学生に対しては、年度初めのオリエンテーションで、学生主任(学年担任)から教育カリキュラムについての説明をしている。特に新生に対しては入学式、学部別の新生ガイダンス等においても説明し、その周知を図っている。また、教員に対しては、大学全体、歯学部単独で開催する教育に関するFD研修会・講演会を通じて、教育カリキュラムについての理解を促している。

本学は令和2年度から歯学部生の日々の学修や進級、日常生活及びクラブ活動などあらゆる面での悩みや困っていることの相談役となり、また、自己学習及び相互学習の支援並び

に歯科医師国家試験合格に向けた各種支援業務を行うことを目的として、学生支援室を設置している（資料 2-3）。また、学生支援の一環として 1 年時において担当チューターが決まり、基本的に卒業まで同じ教員がチューターを務め、担当学生の指導を行う（資料 2-4）。チューター制度の下で、チューターは学生との面談を行いながら学生の指導を行うことになっているため、学生は、教員から学位授与方針や教育課程の編成・実施方針についてより分かりやすい形で説明をうけることができる。

以上のように、様々な機会を活用することで、歯学部における学位授与方針や教育課程編成・実施の方針の周知と公表を行っている。

周知活動の効果の把握・評価は、下記項目の学生の授業アンケートで間接的に効果を把握している。科目ごとの学生による授業アンケートは各学年のsemesterの終了後の年 2 回実施し、その内容は①「あなたは、この授業に主体的・積極的に取り組むことができましたか。」、②「あなたは、この授業の内容を理解できましたか。」、③「あなたは、この授業を通じ、知識や技能を向上させることができましたか。」、④「あなたは、この授業のシラバス(講義概要)の到達目標を達成できましたか。」、⑤「あなたは、毎回の授業のために、授業時間外の学習をどの程度行いましたか。」、⑥「この授業では、内容がわかりやすく説明されましたか。」、⑦「この授業では、教員の説明を聞く以外に、理解を深めるための工夫がなされましたか。(資料や課題など)」、⑧「この授業を受けて、対象となる学問分野への関心は高まりましたか。」、⑨「この授業では、学習に集中できる環境は維持されていましたか。」、⑩「この授業の内容は、シラバス(講義概要)に沿ったものでしたか。」、⑪「その他、意見、感想、要望などを自由に書いてください。授業の改善要望などがあればできるだけ具体的に書いてください。」の 11 項目の質問であり、自由記載以外はそう思う、どちらからといえばそう思う、どちらともいえない、あまりそう思わない、そう思わないの 6 段階で評価する。結果は、【WebCampus-授業評価結果照会】にて公開され、学生・教職員が自由に閲覧できる。アンケート結果に対し教員はコメントを入力することができ、学生・教員の双方向での情報の共有を行い自身の周知活動の効果を知ることが出来る。

・項目：教育課程の編成・実施

評価の視点	評価のポイント
<p>2-3 教育課程の編成・実施方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、歯科医師として求められる基本的資質・能力を醸成するための教育課程を体系的に編成し実施していること。</p> <p>(1) 学士課程教育として、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための科目を適切に配置していること。</p> <p>(2) 歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を包含していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針に沿った適切な授業科目の体系的な配置 ・カリキュラムの体系性、学生が修得すべき知識・技能との関連性を可視化する仕組み(例えば、カリキュラムマップの策定など) ・準備教育の充実 ・独自の教育カリキュラムの編成とその適切性 ・医療人育成に向けた各大学の特色ある講義・実習 ・「モデル・コア・カリキュラム」と「アドバンスド・カリキュラム」のバランスに配慮した組合せ ・リサーチマインドの涵養、グローバル人材の育成に配慮した教育課程の編成 ・学生のキャリアパスに応じた教育課程の編成
<p>2-4 教育課程を実施するにあたって、適切な授業形態や方法が用いられていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブラーニング講義、少人数グループ教育、問題基盤型あるいは症例基盤型学習(臨床推論)、相互学習、体験学習、実験、臨床見学、臨床技能教育(シミュレーション教育)、臨床実習、地域実地経験、遠隔授業やWEBを活用した学習、研究室配属、学会等での研究発表など、多彩な教育方法の実施
<p>2-5 授業の目的及び到達目標が明示されたシラバスを作成し、それに基づいた授業を行っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時間割の明示 ・適切な内容で構成されたシラバスの整備及び明示 ・授業内容とシラバスとの整合性の確保
<p>2-6 歯学教育の実施に必要な教育施設・設備、支援体制が適切に整備されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講義室、実習室、スキルスラボ、図書館(図書室)等の歯学教育に必要な施設・設備の整備 ・談話室、自習室、コンピュータ室等の学生の自学自習に必要な施設・設備の整備 ・履修指導、予習・復習等の相談・支援 ・成績不振者への指導体制 ・歯学教育(学士課程)が行う経済的支援制度 ・歯学教育(学士課程)が行う進路選択・キャリア形成に関する相談・支援

＜現状の説明＞

【2-3】教育課程の編成・実施方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、歯科医師として求められる基本的資質・能力を醸成するための教育課程を体系的に編成し実施していること。

(1) 学士課程教育として、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための科目を適切に配置していること。

1) 教育課程の編成・実施方針に沿った適切な授業科目の体系的な配置

2) カリキュラムの体系性、学生が修得すべき知識・技能との関連性を可視化する仕組み(例えば、カリキュラムマップの策定など)

本学は令和6年度より歯学教育モデル・コア・カリキュラム(令和4年度改訂版)に対応した、新カリキュラムのもとで1年次から6年次まで教育課程の編成・実施方針の策定を行った。この策定を基に教育カリキュラムを一新し、下記に示す令和6年度版カリキュラムマップとカリキュラムツリーによって学生に可視化した形で提供している(資料1-2-4)。カリキュラムマップは卒業までに学修する教養科目、基礎系専門科目、臨床系専門科目、そしてそれらを統合する臨床実習までを視覚的に表現し、その間に受験する共用試験と卒業試験を配置し歯学教育が順序だてて行われることを表現している。これにより、教育プログラム全体の構造と学修目標の関連性を明確にし、教員や学生が各科目の学修内容とその到達目標を一目で把握できるようにしてある。また、カリキュラムツリーは、各科目間の繋がりを網羅的に表現し、これまでに学修した科目や現在学修している科目がどのように今後学ぶ科目と繋がるかを記載している。

3) 準備教育の充実

本学で行う準備教育は、入学前に実施される「入学前教育」を通じて開始する(資料2-5)。この教育は、予備校の協力を得て提供し、歯学部での専門科目学修に必要な理科系基礎学力を補完することを目的としている。歯学部の専門科目は高度な内容を含むため、効果的な学修には、ただ知識を詰め込むだけでなく、学修方法そのものを理解することが重要と考え、従来の受動的な学修スタイルから、能動的で主体的な学修スタイルへの転換が求められている。具体的には、「自分で考える力」と「学ぶ力」を育てるため、理科系の基礎知識に加えて、「国語標準(要約編)」の講座も用意している。この講座は、専門科目の学修に必要な要約力の鍛錬目的としており、入学後の歯学部で求められる高度な学修に対して効率的な準備ができるようになるものと期待を寄せている。

また、入学後には、1・2年次の総合歯科医学教育講座によって歯学部教員による準備教育が行われる(資料1-2-7)。歯科基礎科学科目に含まれる物理学Ⅰ(2単位)、物理学Ⅱ(2単位)、物理学Ⅲ(2単位)、化学Ⅰ(2単位)、化学Ⅱ(2単位)、化学Ⅲ(2単位)、化学実習(1単位)、化学演習(1単位)、生物学Ⅰ(2単位)、生物学Ⅱ(2単位)、生物学実習(2単位)、生物学の基礎(2単位)、情報統計学Ⅰ(2単位)、情報統計学Ⅱ(2単位)によって

専門科目の準備教育を行っている。また、歯科医師として必要な態度をはぐくむ準備教育を愛知学院大学の全学で行われている教養基礎科目に含まれる宗教学Ⅰ（2単位）、宗教学Ⅱ（2単位）、心理学Ⅰ（2単位）、心理学Ⅱ（2単位）を必修科目として行っている。さらに、最新の研究情報の理解や国際交流、外国人患者への対応力向上に重要であり、グローバルに活躍できる歯科医師の育成を支える準備教育として、英語Ⅰ a（1単位）、英語Ⅰ b（1単位）、英語Ⅱ a（1単位）、英語Ⅱ b（1単位）、英会話Ⅰ（1単位）、英会話Ⅱ（1単位）を行っている。

4)独自の教育カリキュラムの編成とその適切性

5)医療人育成に向けた各大学の特色ある講義・実習

愛知学院大学歯学部では、仏教精神を根幹とする「行学一体・報恩感謝」の建学の精神に基づき、人間教育を実現するため、特色ある教育を提供している。特に1・2年次には、宗教学や心理学を通じて、歯学の専門知識に加え、自己理解や他者理解を深める学びの場を設けている。

宗教学では、曹洞宗の教えを通じて感謝と共生の心を養い、倫理観や人間性を育むことに重点を置いている。この学びは、患者との関わりにおいて重要な心の姿勢を育むため、歯科医師としての資質向上に資する。一方、心理学の授業では、自己の心理的な理解と成長を深めることで、患者理解とコミュニケーション能力を向上させ、より良い診療の基盤を築くことを目指している。

これらの教育を通じて、歯学部では専門知識の教授だけでなく、人間的成長を支援し、患者に寄り添う歯科医師の育成を目指している。

6)「モデル・コア・カリキュラム」と「アドバンスド・カリキュラム」のバランスに配慮した組合せ

歯学教育モデル・コア・カリキュラムにおける授業科目は教養科目、基礎系専門科目、臨床系専門科目、そしてそれらを統合する臨床実習にて教育を行う。大部分の教育がこの領域であるが、一部に学問やスキルの深い理解を促進する教育プログラムとしてアドバンスド・カリキュラムを実施している。アドバンスド・カリキュラムは1年次と、3年次、6年次を中心に行われる。

1年次科目の「医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ」では薬学部・短期大学部歯科衛生学科・健康科学部健康科学科と合同 IPE（Interprofessional Education）を実施し、今後の歯科医療において求められる多職種連携医療、チーム医療に関する基礎知識を PBL で培う。1年次科目の「歯科医師の役割」では「歯科」に関連する病気、治療法、社会的な背景などについて、できるだけ簡潔な用語を用いて講義を行い、口腔内で発生する様々な問題や歯科医師の役割について1年生に理解させ学修意欲を高める。1年次科目の「歯科医師としてのプロフェッショナリズム」では社会に貢献する歯科医師になる歯学部生として求められ

る資質に必要な基本的知識を修得することを目的として行われる。1年次科目の「情報の科学」は21世紀の高度情報化社会に対応できる学生を育成することを目的として行われ、「データサイエンス・AI教育プログラム」に該当している。3年次科目の「医療コミュニケーションと多職種連携Ⅱ」においては、藤田医科大学が開催する多職種（専門職）連携教育（Interprofessional Education [IPE]）アセンブリⅢに参加し（資料2-6）、異なる職種を目指す学生と連携し、患者の疾病や様々な医療福祉問題に取り組んでいる。そして、学部及び学校間の壁を乗り越え、共通の目的に向かって一緒に活動することを通して、社会貢献に必要な多職種連携の基盤づくりを経験する。

7)リサーチマインドの涵養、グローバル人材の育成に配慮した教育課程の編成

1年次科目の「歯科診療と研究の基本」の中で、基礎系講座（口腔解剖学講座・生化学講座・薬理学講座・解剖学講座・口腔病理学・歯科法医学講座・歯科理工学講座・生理学講座・微生物学講座）のうち2講座の研究室を見学しリサーチマインドを育成する。ここで行った研究を継続した場合には、愛知学院大学歯学会にて発表を行うことができ、本年度は「歯周病関連細菌 *Porphyromonas gingivalis* の Mfa1 絨毛の新規構成成分についての研究」の演題で発表が行われている（資料2-7）。6年時においては臨床実習Bにおいて、講座配属を行い、学生自身が興味を持つ専門的な知識を会得する機会を与える。令和6年度においては歯科矯正学、有床義歯学、歯科理工学が選択された科目である。下記に各科目の内容を記載する。

① 歯科矯正学

診断・治療方針立案のカンファレンスである臨床セミナーや、歯科矯正学講座の専科専攻生が受講する基礎研修講義に参加し、実際の症例を通じ、診断・治療計画の立案や、矯正装置の種類や使用方法、歯科矯正用アンカースクリューなどの発展的な矯正治療法などを学習し理解する。また、診療技術の修得だけでなく、口蓋裂や顎変形症などの症例を通じ、医療倫理やチーム医療の重要性について理解を深める。

歯科矯正学講座の大学院生が行っている研究進行報告会に参加し、矯正歯科分野の研究内容や進め方などの知識を得るだけでなく、「大学院での研究とはどういうものか？」を早期に理解することで、将来、自身の専門性を高め、より高度な歯科医療を学ぶ機会とする。

② 有床義歯学

学生がPDのフレームワーク製作、アタッチメント、間接リラインについての歯科技工操作の見学を希望したことから歯科技工部での見学を行った。

③ 歯科理工学

CAD/CAMシステムを用いた補綴物作製を課題として、作業用模型のスキャン→補綴物のデザイン（STLデータ作成）→材料（コンポジットレジンプロック）の切削を学生に行わせることでCAD/CAMシステムの理解と補綴物作製ができるように教育を行う。

また、グローバル人材の育成に配慮した教育の一環として（公社）日本補綴歯科学会主催する全国の歯学部学生を対象とした臨床技能コンペティションに毎年参加を行っている。令和4年に実施された第4回 JPS student clinical skills competition においては本学6年生が参加し、最終選考最優秀賞2位を受賞している（資料1-5-12）。また、海外での活躍を目指す学生にはきっかけとして、リサーチマインドを持つ歯科医を育成するために、歯学部生の時に海外の研究室を見学できる機会（以下 海外研修）を設けて、海外研修を希望する歯学部生を後押しできる体制を構築することが必要であると考え、共済会からの支援のもと海外歯科研修プログラムを行っている（資料2-8）。

8) 学生のキャリアパスに応じた教育課程の編成

本学は2年次への編入学制度を設け、多様な背景を持つ学生に柔軟な学びの機会を提供し、地域医療やグローバルな歯科医療にも貢献できる人材の育成目指している。編入学者がスムーズに歯学部に対応するため、教養科目としての歯科基礎科学科目（物理学、化学、化学実習、化学演習、生物学、生物学実習、生物学の基礎、情報統計学）、教養基礎科目（必修科目：宗教学、心理学；選択科目：哲学、論理学、文学、美術、法学、政治学、経済学、社会学、教育学、地理学、歴史学、化学の基礎、ドイツ語、中国語、フランス語）、外国語科目（英語、英会話）、健康総合科学科目（スポーツ科学）の46単位を包括認定している。また、専門教育科目については学生の申請により認定することがある。単位認定は「編入学者の単位認定に関する内規」に従い実施する（資料2-9）。学生の将来にわたる歯科医師のキャリアについての支援として、研究者を目指す学生には研究室への配属を支援し、学会発表などを行っている（資料2-7）。海外での研究に興味がある学生のリサーチマインド支援する体制を構築することが必要であると考え、共済会からの支援のもと海外歯科研修プログラムを行っている（資料2-8）。

（2）歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を包含していること。

本学は今年度より歯学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）に対応した、新カリキュラムのもとで1年次から6年次まで教育課程の編成・実施方針の策定を行い、シラバスに歯学教育モデル・コア・カリキュラム番号を記載することで、歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を包含することを担保している。

1年次授業科目のシラバスには令和4年度改訂版モデル・コア・カリキュラム番号、2年次から6年次の授業科目のシラバスには平成28年度改訂版モデル・コア・カリキュラム番号及び令和4年度改訂版モデル・コア・カリキュラム番号を記載し、講義内容が歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を包含することを確認している。なお、本学では令和3年3月10日の第19回歯学部教授会にて制定した歯学部の学年制及び教育課程に関する規程（資料2-1）に従い、教育課程（カリキュラム）を改正した場合、改正した年度から新教育課程

(新カリキュラム)に全て変更し開講する。すなわち新カリキュラムの適用は、新入学の1学年からスタートし、当該学年が進級する時点で適応するのではなく、全ての学年に同時期に適応し、教育課程の編成・実施方針の変更に柔軟な対応を可能としている。上記対応の結果、現在1年次から6年次までのシラバスには全て令和4年度改訂版モデル・コア・カリキュラム番号が記載されている。

【2-4】教育課程を実施するにあたって、適切な授業形態や方法が用いられていること。

本学では多彩な教育方法で学生の興味を引き出し、効果的な教育の実践を行っている。その中で最も代表的なものとして、1年次の「医療コミュニケーションと多職種連携」、3年次の「医療コミュニケーションと多職種連携Ⅱ」、5年次の臨床実習Aでの本学薬学部・歯学部・短期大学部歯科衛生学科・歯科技工専門学校合同多職種連携教育の3科目が挙げられる。

1年生からPBL方式による多職種連携教育(IPE)を早期に体験させ、3年生ではTBL方式による更に多数の職種とのIPE、5年生ではより臨床知識を駆使したIPEと多職種の実践を学ぶ高齢者施設見学実習と、学年毎にプロフェッショナリズムや多職種連携能力を学ぶ機会が途切れることなく、また向上するようなカリキュラム構成となっている。

① 1年生：歯学入門セミナーI 本学薬学・歯学部合同 IPE

「糖尿病と歯周病に罹患した祖母を持つ薬学部・歯学部1年生の会話(令和2年度)」をシナリオに使用し、混合小グループにて「自己学習結果の発表」「追加課題の討議」「発表用プロダクトの作成」等を行い、全体発表・質疑応答を行う。Early Exposureの概念の元に、PBL、SGD、PLS(Plenary Session：SGDで討議した内容を学生全員の前で全体発表・質疑応答を行う)方式を導入して学生の学習意欲やコミュニケーション能力の向上を図る。

② 3年生：アセンブリⅢ

藤田医科大学が主体となり4大学7学部が参加するIPEである。「QOL白血病患者のどう生きたいかという願いに思いを巡らせ、寄り添うか(令和4年度)」をシナリオに使用し、各大学学部混合小グループがTBL方式を用いてオンライン(3日間)で行う。大まかな流れを以下に示す。1)アイスブレイク→2)iRAT/tRAT→3)シナリオ共有→4)討論・個人学習・発表(課題毎に繰り返す)→5)全体発表・質疑応答→6)ピア評価(資料2-6)

患者の健康問題に異なった専門職が連携し取り組むことを主題に「患者中心の考え方」を学ぶ。同世代であり、同じ保健医療を目指す学生同士でコミュニケーションを取ることで、職責の理解とプロフェッショナリズム育成を図る。このコースは、歯学モデル・コア・カリキュラム令和4年度改訂版に紹介されている(資料2-10)。

③ 5年生臨床実習：本学薬学部・歯学部・短期大学部歯科衛生学科・歯科技工専門学校合同 IPE(資料2-11)

「脳梗塞を起こした模擬患者のシナリオ動画(令和元年度)」を使用し、歯学、薬学、歯科衛生学からのレクチャー(情報提供)受講後、混合小グループに分かれてSGDを行う。グループ

討論の課題として「模擬カンファレンス」「職種間連携」について話し合い、その後全体発表・質疑応答を行う。どの学部学科も臨床実習を経験しており、より専門的な知識を有した状態で IPE を行うことで IPW の重要性について認識させる。

④ 5 年生臨床実習：高齢者施設見学実習

各班 7～8 名程度の班編成で、学外にある特別養護老人ホーム、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーションに赴き、食後の口腔ケア見学、協力歯科医による歯科治療見学等を行う。各施設の役割や介護の実態について学修する。

評価は①～④ それぞれ次の方法で行っている。

- ①感想文、最終日のプロダクト
- ②各職種や疾患に関する iRAT/tRAT、ピア評価
- ③感想文、最終日のプロダクト
- ④実習への参加態度、見学後の口頭試問

*iRAT (individual Readiness Assurance Test) と tRAT (team RAT) は、チーム基盤型学習 (TBL) における準備確認テスト

【2-5】 授業の目的及び到達目標が明示されたシラバスを作成し、それに基づいた授業を行っていること。

時間割 (資料 1-2-8) は冊子体のキャンパスガイドに記載され、学生に新学期開始前のオリエンテーション時に配付している。シラバスは愛知学院大学の HP である WebCampus 上 (資料 1-5-13) で開示しており、全科目共通のフォーマットで記載している。シラバスの主要記載項目は、科目名、講義担当者の実務経験の記載、単位数、コーディネーター、関連性が高いディプロマポリシー、講義担当者の役職、授業概要 (目的)、教材、講義形式、一般目標 (G I O)、到達目標 (S B O s)、歯学教育モデル・コア・カリキュラム (1 年次は令和 4 年度版、2 年次以降は令和 4 年度版と平成 28 年度版の併記) であり、学生が講義内容について理解しやすいように工夫が施されている。学期末に授業アンケートを実施し、授業内容とシラバスとの整合性の確保に努めている。

【2-6】 歯学教育の実施に必要な教育施設・設備、支援体制が適切に整備されていること。

教育施設・設備

2023 年 8 月に臨床実習中の 5 年生と 6 年生の学習拠点となる臨床教育研究棟が完成し、歯学教育の実施に必要な教育施設・設備、支援体制がこれまで以上に整備された (資料 1-2-9)。臨床教育研究棟は歯科医療設備やインターネット環境が整備され、学生・教員・大学院生が一堂に会して、歯科医療を学べる環境となっている。416 名収容の大講堂と 130 名収容の講義室があり、いずれも学生教育に使用されている。医療系書籍を豊富にそろえた自習室として利用可能な図書館があり学生の自学自習を支える環境となっている。シミュレー

シヨン室にはシミュレーター付き実習機が18台設置され、歯の切削や歯石除去などの技術トレーニングはもちろん、AED対応シミュレーターや高齢者を想定したシミュレーターなど、高度な技術を持つ歯科医師になるためのトレーニングも可能となっている。6年生には10部屋の自習室が整備され10班に分けられた学生一人一人に本棚付きの机と椅子が用意されている。5年生には共同利用の自習室が準備されている。1～4年生は楠元キャンパスにて教育を受けているが、歯学・薬学図書館情報センター（資料1-2-10）、自習室、セミナー室が準備され、インターネット環境も整備されている。講義室は第1～第3まであり、それぞれ1～4年生の講義に使用している。また、試験時に使用する534名収容の大教室がある。CBT用のコンピュータ室も整備されている。各学生に対しては、1年時にiPad、コンピュータが貸与され、個人のアカウントからインターネット環境にアクセス可能である。また、大学の契約しているMicrosoft Teamsを介し、遠隔講義の受講、授業録画の視聴、レジュメのダウンロード、レポートの提出などが可能となっている。

支援体制

歯学部現場においてはSSC制度のもと、履修指導、予習・復習等の相談・支援、成績不振者への指導が行われる。この制度は1学年を10班に分け、各班に1名のチューターを配置し、全班の情報を学年主任に集約し、教務委員会、そして教授会で報告するものである。教授会資料は各講座にて公開されるので全教員が情報を共有することとなる。

チューターは歯学部生の日々の学習や進級、日常生活及びクラブ活動などあらゆる面での悩みや困っていることの相談役となり、また、自己学習及び相互学習の支援並びに歯科医師国家試験合格に向けた各種支援業務を行うことを目的とする（資料2-3）。

具体的業務には次の6項目がある。

- (1) 学生の日常生活及び学習状況の把握、並びに学生の要望への対応に関すること。
- (2) 講座内及び講座間における学生に関する情報の共有及び連携に関すること。
- (3) 学生の日常生活及びクラブ活動における悩みや相談への対応に関すること。
- (4) 学生の自主性向上及び学習方法支援の方策の検討に関すること。
- (5) 自己学習の支援及び相談並びに授業時間外学習の促進に関すること。
- (6) その他学生の学習の支援及び歯科医師国家試験合格に向けた支援業務遂行に必要な事項に関すること。

チューター及び学年主任は1年生から6年生まで持ち上がるため、その時々に応じた歯学教育(学士課程)が行う進路選択・キャリア形成に関する相談・支援を行うことができる。

歯学部においては、学年主任が催すチューター会議において集約され、次に示す大学への報告資料となる。また、歯学部として理解が及ばない科目に対して、講義枠以外に個別対応として質問タイムを設け、学生の理解を助ける時間を設定している（資料2-12）。

成績不振者に対する組織的対応

愛知学院大学は平成 31 年 3 月 5 日に下記概要に示す「成績不振学生への対応に関する要領（資料 2-13）を制定し、実施している。

概要

学期毎に次の各号のいずれかの要件に該当する学生を成績不振学生とする。ただし、休学者は除く。

- (1) 学期の G P A 評価が「警告」(0.8 未満) の場合
 - (2) 修業年限を超えている場合
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、学部又は教養部が別に定める要件に該当する場合
- 大学の組織的対応は下記のように行う。

成績不振学生への対応

- ・第 3 条 各学部は、教務課、名城公園キャンパス事務室、学部事務室及びその他の関係部署と連携を図り、成績不振学生に対して、学期毎に面談を行い、その結果を別紙様式第 1 号又は各学部独自の様式に記録する。
- ・各学部は、成績不振学生の修学状況を把握し、当該学生に対し個別に修学指導（履修計画の立案を含む）、学修相談等の必要な措置を講じる。
- ・成績不振の原因が疾病、家庭問題、経済的問題など学修状況以外に問題がある場合は、他の専門部署に対応を委ねることとする。

教務部長への報告

- ・学部長は、第 2 条に規定する成績不振学生への対応を別紙様式第 2 号にとりまとめ、春学期実施分は 5 月末日、秋学期実施分は 10 月末日までに教務部長に報告する。
- ・教務部長は、各学部からの報告を教務委員会に提示して情報共有を図るとともに、必要に応じて、教育体制等の整備充実を協議する。

事務

- ・教務課、名城公園キャンパス事務室、学部事務室及びその他の関係部署は、各学部と連携協力し、成績不振学生又は保証人への連絡を行う。

経済的支援制度に関しては、入学時の選定により、授業料等を免除する全学部を対象とした「新入生特待生制度」、歯学部を対象とした「くすのき奨学金」を設け、歯学部共済会により、共済会会員（保証人）が死亡及び廃疾状態となった場合に、授業料等の給付を行う制度も設けている。

<根拠資料>

添付資料 1-5-9 : 大学ホームページ (愛知学院大学建学の精神)

<https://www.agu.ac.jp/guide/ideal/ideal.html>

添付資料 1-5-10 : 大学ホームページ (愛知学院大学ディプロマ・ポリシー)

<https://www.agu.ac.jp/pdf/guide/ideal/2024/diploma-policy01.pdf>

添付資料 1-5-11 : 大学ホームページ (愛知学院大学教育理念・目的)

<https://www.agu.ac.jp/pdf/guide/ideal/purpose1.pdf>

添付資料 1-2-5 : 「歯学部キャンパスガイド」(1頁～2頁 カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー)

添付資料 2-1 : 歯学部の学年制及び教育課程に関する規程 (令和2年度第19回歯学部教授会資料8)

添付資料 1-2-6 : 「歯学部キャンパスガイド」(34頁 授業科目配当表)

添付資料 2-2 : シラバス記載項目 (関連性が高いディプロマ・ポリシー)

添付資料 2-3 : 愛知学院大学歯学部学生支援室規程 (令和4年度第2回歯学部教授会資料10)

添付資料 2-4 : 支援室組織図 (令和5年度第22回歯学部教授会資料7)

添付資料 2-5 : 入学前教育 (令和5年度第10回歯学部教授会資料39)

添付資料 1-2-7 : 「歯学部キャンパスガイド」(4頁～5頁 準備教育)

添付資料 2-6 : 藤田医科大学ホームページ (アセンブリⅢ)

<https://www.fujita-hu.ac.jp/~c-assembly/assembly1002/assembly03/index.html>

添付資料 2-7 : 第115回愛知学院大学歯学会抄録 (リサーチマインドの涵養)

添付資料 1-5-12 : 愛知学院大学歯学部ホームページ (グローバル人材の育成に配慮した教育) [http://www.dent.aichi-gakuin.ac.jp/info/%e7%ac%ac4%e5%9b%9e-jps-student-clinical-skills-](http://www.dent.aichi-gakuin.ac.jp/info/%e7%ac%ac4%e5%9b%9e-jps-student-clinical-skills-competition%e3%81%ab%e3%81%a6%e6%ad%af%e5%ad%a6%e9%83%a8%ef%bc%96%e5%b9%b4-%e9%b3%b4%e6%b5%b7%e7%94%b1%e4%bd%b3%e5%ad%90%e3%81%95%e3%82%93%e3%81%8c/)

[competition%e3%81%ab%e3%81%a6%e6%ad%af%e5%ad%a6%e9%83%a8%ef%bc%96%e5%b9%b4-%e9%b3%b4%e6%b5%b7%e7%94%b1%e4%bd%b3%e5%ad%90%e3%81%95%e3%82%93%e3%81%8c/](http://www.dent.aichi-gakuin.ac.jp/info/%e7%ac%ac4%e5%9b%9e-jps-student-clinical-skills-competition%e3%81%ab%e3%81%a6%e6%ad%af%e5%ad%a6%e9%83%a8%ef%bc%96%e5%b9%b4-%e9%b3%b4%e6%b5%b7%e7%94%b1%e4%bd%b3%e5%ad%90%e3%81%95%e3%82%93%e3%81%8c/)

添付資料 2-8 : 歯学部生の短期海外研究支援について (令和6年12月5日歯学部教授会資料27)

添付資料 2-9 : 編入学者の単位認定に関する内規

添付資料 2-10 : グッドプラクティス (歯学教育モデルコアカリキュラム 令和4年度改訂版 90頁～91頁 方略・評価の事例⑥)

添付資料 2-11 : 2024年度臨床実習A ローテーション (令和5年度第16回歯学部教授会資料25)

添付資料 2-12 : 令和6年度6年生卒業試験1後の質問タイム (令和6年度第15回歯学部教授会資料17)

添付資料 2-13：成績不振学生への対応に関する要領

添付資料 1-2-8：「歯学部キャンパスガイド」(v 頁～xi 頁 時間割表)

添付資料 1-5-13：大学ホームページ (シラバス・外部公開向け)

<https://unipa.agu.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml>

添付資料 1-2-9：「歯学部キャンパスガイド」(62 頁～76 頁 学校案内図)

添付資料 1-2-10：「歯学部キャンパスガイド」(25 頁～26 頁 歯学・薬学図書館情報センター)

・項目：臨床実習体制

評価の視点	評価のポイント
2-7 診療参加型臨床実習の管理運営体制が整備されていること。	・臨床実習の管理運営体制
2-8 診療参加型臨床実習の指導歯科医の条件が明示され、十分な教員数が配置されていること。	・診療参加型臨床実習を担当している指導歯科医数及び臨床教授等の数 ・診療参加型臨床実習の指導歯科医の要件 (例えば、臨床経験年数、専門学会の専門医、認定医の資格、指導歯科医講習会受講の有無、共用試験の評価者資格など)の明確化
2-9 患者に臨床実習の意義が説明され、患者の同意が確認されていること。	・患者への説明 ・患者の同意書の取得
2-10 臨床実習に必要な施設・設備を整備していること。	・臨床実習用歯科ユニット、臨床実習用技工室、シミュレーター室等の臨床実習に必要な施設・設備の整備

<現状の説明>

【2-7】診療参加型臨床実習の管理運営体制が整備されていること。

1)臨床実習の管理運営体制について

診療参加型臨床実習は、歯学部教務委員会の構成員である 5 年生学年主任 (学年担任) が臨床実習総責任者となり、各臨床系講座から選出された各講座主任指導者で構成される臨床実習主任指導者会議によって管理・運営されている。

本会議構成員は 5 年生学年主任が総責任者、学年副主任 2 名が副責任者となり、主任指導者は 15 講座(口腔衛生学、歯科矯正学、小児歯科学、保存修復学、歯内治療学、歯周病学、有床義歯学、高齢者・在宅歯科医療学、冠橋義歯・口腔インプラント学、口腔内科・口腔病態制御学、口腔顎顔面外科学、歯科放射線学、麻酔学、内科学、外科学)から選出された教員各 1 名となっている。(資料 2-14)

本会議は、歯学部教務委員会とカリキュラム委員会との連携による 4 年次臨床予備実習及び 5 年次臨床実習のカリキュラムとスケジュール (資料 2-15)、臨床実習の出欠席管理、配慮等が必要な学生に関する情報共有と対応等を行っている (資料 2-16)。

一例として、5 年次の臨床実習 A (臨床実習・総合歯学・総合研修 (5 年)) 期間中には、

2023年（令和5年）度から臨床実習の後半に本学歯学部附属病院歯科臨床研修センター内にて、臨床研修歯科医師のもとで診療の介助等を行い、一日の配属実習終了後は実習実施記録（ポートフォリオ）を作成し、報告・提出、口頭試問が実施され、実施記録を残している。また、同期間中には6年次臨床実習Ⅱへ向けた事前アンケートを実施し、6年次臨床実習B期間中に学生が希望する診療科で専門診療科での配属実習が実施できる体制を導入している。臨床実習B期間中には、臨床実習生の学力に応じて座学または診療室での高次臨床実習を実施して学生が実際に経験した臨床例を纏めて実習実施記録（ポートフォリオ）を作成し、報告・提出、口頭試問が実施され、実施記録を残している。（資料2-17）

以上の診療参加型臨床実習の管理運営は、5年生学年主任が担っているが、学年主任で検討・決定する事項のうち重要な事項は、歯学部カリキュラム委員会・歯学部教務委員会の協議を経て、最終的には歯学部教授会において審議・承認を得ることとしている。

学生の診療参加型臨床実習への参加要件である共用試験OSCE及びCBTに合格した者については、「Student Dentist」に認定し、認定式において歯学部長から認定証を直接学生に交付することで、これから臨床実習に臨む学生のモチベーションの高揚を図っている。

【2-8】診療参加型臨床実習の指導歯科医の条件が明示され、十分な教員数が配置されていること。

1) 診療参加型臨床実習を担当している指導歯科医数及び臨床教授等の数について

2024年5月1日現在、歯学部の全分野の中で臨床系の分野には計101名の専任教員が在籍しており、歯科医師でない教員7名（内科学講座：5名、外科学講座：2名）を除く94名が指導歯科医資格要件を満たしていることを確認している。（資料2-18）

2) 診療参加型臨床実習の指導歯科医の要件（臨床経験年数、専門学会の専門医、認定医の資格、指導歯科医講習会受講の有無、共用試験の評価者資格など）の明確化について

診療参加型臨床実習を担当する指導歯科医については、本学では、次の要件に該当する専任教員と非常勤講師が担当することとなっており、この資格要件などは、今後の検討課題になっている。

- ①臨床実習生に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有していること
- ②専任教員（助教以上）であること
- ③非常勤講師であること（本学では卒後年数を問わず、非常勤講師採用者は採用資格として歯学生の教育の経験を有することが義務付けられている）
- ④臨床経験5年以上（臨床研修を行なった期間を含める）であること
- ⑤歯学部「教員の採用・昇任・専任任用に関する基準」に準じていること（資料2-19）

また、5年次診療参加型臨床実習に先立ち、臨床実習以外にも学外施設における歯学生の実習に関連して、2023年度までは新型コロナウイルス感染症拡大の影響下にてオンライン

での実習形態であったが、2024年度からは3年次に藤田医科大学で開催される多職種連携教育・専門職連携教育（アセンブリⅢ）実習に3年生全員が対面形式で参加し、多職種との医療連携の重要性を早期に理解・深めるよう取り組み、教育効果を上げている。この実習への引率・指導教員の資格に関しては、本学歯学部3年生を担当する学年主任（講座主任教授）1名、歯学部3年生を担当するチューター（講師・助教）10名は、藤田医科大学から客員教授、客員講師・客員助教として正式に任命された後に、藤田医科大学を訪問し、実習指導教員として担当している。（資料：2-20）

【2-9】患者に臨床実習の意義が説明され、患者の同意が確認されていること。

1) 患者への説明について

本学歯学部では、歯学部附属病院に来院した初診および再診患者に対して、初診時担当医や各診療科担当医および指導歯科医が診療参加型臨床実習教育への協力に関する説明を行っている。

具体的には、初診患者の問診時に臨床実習の意義を包括同意の説明文書を基に説明し、同意、不同意の有無を確認している。既に各専門診療科を受診している患者に対しては、担当医・指導歯科医から臨床実習の意義を説明し、同意・不同意の有無を確認している。包括同意については、包括同意の説明文書により周知を図っている。（資料2-21）

2) 患者の同意書の取得について

同意書の取得方法については、2018年7月に厚生労働省から「歯学教育における診療参加型臨床実習実施のためのガイドライン ―歯学教育モデル・コア・カリキュラム（平成28年度改訂版）準拠―」が発出され、個別同意書の取得方法が示されていたことから、2023年6月までは患者の自筆署名による同意書を採用、運用した。同意の意向は患者による同意書への自筆署名をもって確認を行っており、同意書はスキャンされて電子カルテに取り込まれ、全ての診療科において診療の際に確認できるように一元管理される方式を採用した。

一方、2023年7月からは、student dentistとしてClinical Practice Examination (CPX)を含む診療参加型臨床実習における自験症例を円滑に進めていくためにも、同意が得られた協力患者数を増やすために、院内に個別同意を包括した「歯学部学生の臨床実習教育への協力に関するお願い」（資料2-22）の文書を掲示した。そして、不同意の場合のみ当院総合受付へ申し出ていただき、「不同意」の申し出がない場合には同意したものと見なす方式を採用した。「不同意」の申し出がない場合には、初診時担当医や各診療科担当医および指導歯科医が担当患者に対して口頭で臨床実習への協力依頼に対する同意の旨を説明して再確認し、その旨を電子カルテに記載する。これにより、同意が得られたこととして診療参加型臨床実習における見学ならびに自験を開始している（資料2-23）。

【2-10】臨床実習に必要な施設・設備を整備していること。

1)臨床実習用歯科ユニットの臨床実習に必要な施設・設備の整備について

当院内は、2023年（令和5年）1月に、4階から6階までの診療室の整備を実施し、4階は補綴歯科系フロア、5階は保存歯科系のフロアに統一した。2階は小児歯科と矯正歯科、3階は口腔衛生科と歯科臨床研修センター（臨床研修医の施設）となっている。2階から5階まで配置されている歯科用チェアユニット（計158台）は、各診療科の歯科医師による診療をはじめ、研修歯科医の研修及び診療参加型臨床実習での使用を兼ねている。（資料：2-24）

2024年度より、診療参加型臨床実習を充実させるため、“スチューデントデンティスト優先ユニット”の設置検討を開始した。保存系、補綴系の各フロアにスチューデントデンティスト優先ユニットを確保し、電子カルテの予約システム内にも、スチューデントデンティスト優先の予約枠を設定した。上記対応により、診療参加型臨床実習のための診療スペースの確保とスチューデントデンティストに対する指導体制の充実を図っている。

2)臨床実習用技工室の臨床実習に必要な施設・設備の整備について

歯科技工室は、2023年8月に臨床実習生・臨床研修医・医員が共同で使用する技工室として外来棟（南館6階）に整備されて運用開始となった。6階フロアは全て歯科技工室となっており、全ての歯科医師及び学生が共有することを前提に新外来棟内に整備された。隣接して歯科技工士専門学校の専修科学生が使用する区画があり、さらに歯科技工士が使用する歯科技工部が併設されている。（資料2-25）

したがって、本技工室では臨床実習生は技工機をはじめとする各機器や機材を、指導歯科医・医員・研修歯科医と共有・共同使用としている。現有の施設、設備に限りもあるため、指導歯科医のもとで自由に使用できる体制をとり、効率的に利用している。

なお、歯科技工室の運用に際しては、安全かつ適切に使用できる体制を維持していく必要があることから、歯科技工部運営委員会を設置しており、管理体制にも配慮している。（資料：2-26）

3)シミュレーター室等の臨床実習に必要な施設・設備の整備について

当院6階の臨床相互実習室には、歯科用チェアユニットが8台設置され、臨床実習生が相互実習に使用できる実習室として運用されている。また、診療参加型臨床実習前 OSCE直前の自主練習や診療参加型臨床実習における自験前の実技トレーニングを行うことも可能である。さらに、診療参加型臨床実習の期間を通して、臨床実習生が臨床現場での課題を振り返って復習し、自主的に臨床能力の向上を図れる機会を設けている。

なお、本歯科用チェアユニットの設置に際しては、「令和4年度 医学部等教育・働き方改革支援事業の公募」の採択により、補助を受けて導入・整備するに至っている。（資料2-27）2023年9月にシミュレーション実習室が新設（末盛キャンパス臨床教育研究棟3階）

され、実習台 18 台が配置されている。(資料 1-5-14)

楠元キャンパス歯学部基礎教育研究棟の補綴系基礎実習室と保存系基礎実習室では、2018 年度及び 2019、2020-2023 年度に歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験の一斉技能試験(Clinical Skill Examination: CSX)のトライアルを実施し、試験会場としての適切性を確認した。2023 年度には本実習室において CSX を正式実施した。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-14：臨床実習主任者指導会議名簿・開催記録
- ・添付資料 2-15：臨床予備実習・臨床実習 カリキュラムとスケジュール
- ・添付資料 2-16：臨床実習 出席管理に関する資料
- ・添付資料 2-17：実習実施記録（ポートフォリオ）
- ・添付資料 2-18：指導歯科医一覧（歯学部現在員表）
- ・添付資料 2-19：教員の採用・昇任・専任任用に関する基準
- ・添付資料 2-20：実習指導教員一覧（アセンブリⅢ）
- ・添付資料 2-21：臨床実習における包括同意書
- ・添付資料 2-22：歯学部生の臨床実習への協力に関する文書
- ・添付資料 2-23：令和 5 年度第 5 回歯学部教授会議事録 資料 6（令和 5 年 6 月 14 日）
- ・添付資料 2-24：附属病院診察室（4 階～6 階）配置図
- ・添付資料 2-25：附属病院 6 階 配置図
- ・添付資料 2-26：歯科技工部運営委員会規則
- ・添付資料 2-27：令和 4 年度医学部等教育・働き方改革支援事業の公募 交付決定通知書
- ・添付資料 1-5-14：愛知学院大学歯学部ホームページ（臨床教育研究棟フロアガイド）

https://navi.agu.ac.jp/suemori_newbuilding/floor-guide.pdf

・項目：臨床能力向上のための教育

評価の視点	評価のポイント
2-11 臨床実習開始前に学生の知識・技能・態度の評価を行い、診療参加型臨床実習を行う学生の質の担保を図っていること。	<ul style="list-style-type: none"> 臨床実習開始前に達成すべき基本的態度・知識・技能の到達目標の設定とその評価 臨床実習開始前の共用試験の利用方法 共用試験の成績の把握
2-12 患者の安全に配慮しつつ、臨床能力の向上のための教育カリキュラムを整備していること。	<ul style="list-style-type: none"> 臨床実習用シラバスの整備及び明示 臨床実習の内容 臨床実習の形態(固定実習型、ローテイト実習型、ハイブリッド型など)
2-13 診療参加型臨床実習に十分な実習時間を定め、実践していること。	<ul style="list-style-type: none"> 学生1人あたりの担当患者数や自験数、介助数、見学数等に配慮した実習時間の設定・実施 自験が十分にできなかった際の補完教育の実施
2-14 卒業時の臨床能力が明示され、診療参加型臨床実習において修得した能力を評価するシステムを有し、臨床能力を担保していること。	<ul style="list-style-type: none"> 臨床実習用シラバスに記載された成績評価の基準・方法 臨床実習終了後の評価方法 Post-CC PX の利用方法と成績の把握 臨床研修との連続性に配慮した臨床実習終了時に修得すべき臨床能力(ミニマムリクワイヤメント)の設定・評価
2-15 診療参加型臨床実習に際して、医療事故防止、感染対策等に関する医療安全教育が行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> 学生に対する医療安全教育、個人情報保護に関する講義やセミナーの実施及びその時期 診療参加型臨床実習に関するマニュアルの整備 実習に際しての学生の保険加入状況

<現状の説明>

【2-11】臨床実習開始前に学生の知識・技能・態度の評価を行い、診療参加型臨床実習を行う学生の質の担保を図っていること。

本学歯学部では5年次からの臨床実習開始に先立ち、4年次秋学期より「臨床予備実習」を実施している(資料2-28)。この実習科目はシミュレーション実習を中心に各診療科が計18回の実習を担当し、臨床実習に必要な知識や技能・態度を修得できているか否か確認することを目的としている。そして本実習により、これまでに各臨床系科目の講義および臨床基礎実習で修得した知識・技能・態度を学生が実臨床の場で実践できるよう指導する。

この臨床予備実習終了後、臨床実習に臨む際に必要な基本的臨床能力(知識・技能・態度)を評価するため、4年次の1月に歯学系客観的臨床能力試験(OSCE)を(2024年度は12月)、CBTは1月に受験することとしてきた。2023年度4年次生においては、OSCEの合格基準は得点率65%以上、CBTの合格基準は得点率73%以上またはIRTスコア500以上とした。OSCE、CBTとも合格基準に到達しなかった者はそれぞれ再試験を受験した。それぞれの結果は以下の通りである。

- OSCE 本試験：受験者数 89 名、合格者数 89 名、課題全体の平均得点率 86%
- OSCE 追試験：受験者数 1 名、合格者数 1 名
- CBT 本試験：受験者数 117 名、合格者数 76 名、平均得点率 72.6%
- CBT 再試験：受験者数 35 名、合格者数 16 名、平均得点率 68.7%

以上、OSCE および CBT とともに合格した（再試験含む）学生が 5 年次生に進級し、臨床実習に臨んでいる。

【2-12】患者の安全に配慮しつつ、臨床能力の向上のための教育カリキュラムを整備していること。

本学歯学部における臨床能力向上のための教育は、1 年次より 6 年間を通してシームレスに行われている（資料 1-2-4）。

1 年次春学期の「医療コミュニケーションと多職種連携 I」（資料 2-29）「歯科医師の役割」（資料 2-30）「歯科医師としてのプロフェッショナリズム」（資料 2-31）および秋学期の「歯科診療と研究の基本」（資料 2-32）においては、講義を通じて歯科医学の基本的知識を身につけ、2 年次から 4 年次にかけての各臨床科目の講義および臨床基礎実習によって、臨床的知識と技能の基礎を修得できるようカリキュラムを整備している。

4 年生秋学期に実施する「臨床予備実習」（資料 2-28）では、それまでに修得した基本的臨床能力の基礎を定着させ、臨床実習が安全に実施できるよう、シミュレーション実習を全 12 科が半日を 1 回として計 18 回担当している。この後、前述の OSCE および CBT の評価を経て、Student Dentist として臨床実習に必須の基本的臨床能力を有する学生のみが 5 年次へと進級する。

5 年次春学期、臨床実習開始直前の時期に実施する「臨床実習に役立つ臨床歯科治療学」（資料 2-33）では、Student Dentist として臨床実習を開始するにあたり、各診療科にて行われる各種治療の流れについて再度の確認を行い、安全かつ効率的に臨床能力の向上が図れるよう、指導している。

臨床実習では全 5 年次生を 10 班に分け（2023 年度では各班 13～14 名）、各診療科にて臨床実習を行うローテーション方式を採用している。本学歯学部のローテーション方式として特徴的である点は、ローテーションの第 1 期に各診療科においてそれぞれ、各学生に自験担当患者を配当し、その自験担当患者の診療を優先とする申し合わせをして、臨床実習性が継続して自験患者の診療を実施できるよう配慮している。すなわち、いずれの診療科にローテーションの配属中であっても、自験担当患者の診療実施を優先事項として、臨床能力向上に配慮している。このように、各科における細切れの臨床実習ではなく、ローテーション方式でありながら一人の学生が一連の診療の流れを複数症例で学ぶことが可能となるとともに、配当患者とのコミュニケーションを通じ、自験を行いやすい環境を構築している。

また、各診療科別に評価表を作成し、難易度の高い治療技術も修得できるよう指導している。しかしながら、自験が困難な難易度の高い実習は、指導医のサポートのもと、一部実

施または介補という形をとることもある。

臨床実習において、自験内容は、「臨床実習の内容と分類」における水準1の項目を中心に設定し、医療面接、診察、歯周基本治療、コンポジットレジン修復処置、根管治療、予防填塞、抜歯、縫合など、各分野にわたる幅広い内容に取り組みさせている。そして、状況によっては水準2の項目についても実施している。

臨床実習用のシラバスは Web Campus 上に提示され常時学生、教員とも閲覧が可能である。また「臨床実習 A・総合研修の手引」にも重要事項を記載し配付している。加えて各科での臨床実習時には、その科での臨床実習に関する注意点や要点を詳細にまとめた補足用の各科による手引が配付される。

【2-13】診療参加型臨床実習に十分な実習時間を定め、実践していること。

本学歯学部における診療参加型臨床実習は、5年次生通年の「臨床実習・総合歯学・総合研修（5年）」（資料 2-34）として実施している。2023 年度では、第1期が4月3日（月）～7月21日（金）、第2期が8月21日（月）～12月22日（金）、そして第3期が令和6年1月9日（火）～3月8日（金）として、この間に総合研修や試験日等を除く36週（180日間）を診療参加型臨床実習に割り当てている。なお、実習時間は各日9:00～12:00 および13:00～16:00の6時間であり、合計実時間数は1080時間である。

自験患者数は全科で統合すると135名の学生で計2400件、よって平均すると1学生あたり17.7件となる。他の臨床実習は見学および介助であり、これらの内容に関しては主としてシミュレーターを用いた補完実習により教育内容を担保している。この数は全科で2970件であり、1学生あたり22件である。それぞれの時間数は科により異なり、自験は1件あたり15分～60分であり、補完実習は1件あたり15-30分程度である。

学生あたりの配当患者数は口腔衛生、保存修復および歯内治療、歯周病、全部床義歯、部分床義歯、Cr・Br/インプラントの6科でそれぞれ1名ずつ、計6名の患者配当を義務づけている。患者により処置内容や程度が大きく変わるため、最低自験数は定めていない。

【2-14】卒業時の臨床能力が明示され、診療参加型臨床実習において修得した能力を評価するシステムを有し、臨床能力を担保していること。

本学歯学部は卒業認定・学位授与の方針（デュプローマ・ポリシー：DP）として、「所定の単位を修得した上で、以下の6つの能力を適切に評価して、歯科医師としての的確と判定した人の卒業を認め、学士（歯学）の学位を授与」することを学生全員に配付するキャンパスガイドにも明記し、実践している。（評価する6つの能力は、評価の視点2-1参照）。

各診療科における臨床実習（資料2-34）では歯学教育モデル・コア・カリキュラム（平成28年度改訂版）および上記のDPに関連した学修目標のもと、それを達成できるよう指導が行われている。臨床実習の達成状況については、全科記録帳に列挙されている達成すべ

き項目に、指導教員が実習修了時に評価して、押印・管理している。なお、各科ごとにミニマム・リクワイアメントが設定されており、自験・介助・見学の各ケース数、レポート課題、シミュレーション実習評価、試問、そして実習態度を指導教員が総合的に評価している。

5年次の診療参加型臨床実習（臨床実習A）終了後の臨床能力評価には、医療系大学間共用試験実施評価機構により実施される共用試験歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-CC PX）を用いている。2023年度では、事前説明会を7月中旬に開催した後、臨床実地試験（CPX）を7月から翌年1月迄に、一斉技能試験（CSX）は本試験を1月中旬、また再試験を2月中旬に実施した。最終的に全5年次生がPost-CC PXに合格し、臨床能力が十分に修得できていることが確認できた。

【2-15】診療参加型臨床実習に際して、医療事故防止、感染対策等に関する医療安全教育が行われていること。

本学歯学部において、医療安全に関わる教育は入学直後の1年次春学期より、在学期間を通して実施される。1年次春学期の「医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ」では、医療事故防止に不可欠な医療コミュニケーションに必要な対人コミュニケーションの基本的な知識と手法、ならびに他の医療関連職と協力しながら各自の専門性を発揮するための多職種連携に関する教育を、講義ならびに問題基盤型学修により教授している。同時期の「歯科医師の役割」では、医の倫理と諸問題、患者の尊厳と歯科医師の責務、医療と介護、福祉との関連、災害医療、歯科医療における安全性と歯科医療事故、薬害問題、社会における医療・歯科医療の役割、根拠に基づく医療（EBM）と患者の物語と対話に基づく医療（NBМ）、歯科医師のプロフェッショナルリズム、そして専門職業人としての生涯学習への準備について教授している。1年次秋学期の「歯科診療と研究の基本」では、歯科医療における安全性（院内感染の予防と対処）について教授し、早期臨床実習として附属病院の各施設や診療部における医療業務の見学を通して歯科医師として对患者関係構築ために臨床現場にてコミュニケーションの態度と技術を修得させている。併せて、心肺蘇生法についても知識を修得させている。続いて3年次春学期の「医療コミュニケーションと多職種連携Ⅲ」では、患者中心の医療を実践するために必要な多職種連携医療への理解をより深めるため、TBL チームベースドラーニングによる講義・実習を受講させている。さらに、5年次生春学期、臨床実習開始直前期に実施する「臨床実習に役立つ臨床歯科治療学」において、Student Dentistとして臨床実習を開始するにあたり、臨床実習を担当する各診療科目で行われる実際の治療の流れについて理解を深めて、実習を安全に実施するための仔細にわたる教育を行う。

以上のように、1年次より臨床実習開始までの期間に随時、多科目において医療安全教育を教授し、安全かつ円滑な治療に必須となる患者および各医療関連職種スタッフとのコミュニケーション、インフォームドコンセントに基づく患者との信頼関係の確立や医療者としての心構えについて深く理解させたいと、臨床実習に臨ませている。

5年次の臨床実習A（臨床実習・総合歯学・総合研修（5年））では、オリエンテーションの際に医療安全教育（緊急時の対応（患者急変時の対応、ハリーコール時の対応、針刺し・切創および血液・体液暴露事故の際の対応、大規模地震発生時の対応、患者クレーム・トラブル発生後の対応）、医療安全に関する基本事項、誤刺・切創事故の防止について、インフォームドコンセントにおける基本方針と実施手順）を実施するとともに、これらの事項について記載された「医療安全ポケットマニュアル」（資料2-35）を全臨床実習生に配付し、臨床実習中は常に携帯させている。また、臨床実習においては愛知学院大学歯学部附属病院の医療スタッフの一員として病院の各種マニュアル（院内感染対策マニュアル、医療事故防止対策マニュアル）に従うよう義務づけている。（資料2-36）

6年次の臨床実習開始前の春学期初頭に実施する「隣接臨床医学」（資料2-37）では、チーム医療を実施する上で重要な歯科・口腔外科領域と関連の深い隣接医学の知識を教授し、併せて同時期実施の「臨床歯学」（資料2-38）では心身症・歯科心身症や東洋医学を教授するとともに、5年次の臨床実習Aを経て身につけた医療面接の手技・手法をより深めて学ばせている。続いて通年にわたり実施される臨床実習B（臨床実習・総合歯学・総合研修（6年））（資料2-39）でも、引き続き患者と接しながら、もしくはシミュレーターを用いた実習により、医療安全教育を実施している。

なお、歯学部の全学生は入学時に学生教育研究災害傷害保険に加入しており、講義・実習その他の就学時の受傷に備えている。また、入学時の健康診断時にB型肝炎に対する抗体検査を受けさせ、基準値に達していない学生にはワクチン接種を医療機関に依頼し、1年次に任意で大学で実施している。他の医療機関でワクチン接種をした場合は、抗体検査の結果を大学に提出依頼をしている。さらに感染症罹患時の対応として、インフルエンザは発症後5日、かつ解熱後2日が過ぎるまで登校停止、新型コロナウイルスでは発症後5日、かつ症状が軽快したのち1日を過ぎるまで登校停止、附属病院への立ち入りは発症後7日、かつ症状が軽快したのち1日を過ぎるまでの禁止期間を設け、院内感染防止に努めている。

<根拠資料>

- ・添付資料2-28：シラバス「臨床予備実習」
- ・添付資料1-2-4:愛知学院大学歯学部令和6年度キャンパスガイド「カリキュラムツリー」
(xii 頁)
- ・添付資料2-29：シラバス「医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ」
- ・添付資料2-30：シラバス「歯科医師の役割」
- ・添付資料2-31：シラバス「歯科医師としてのプロフェッショナルリズム」
- ・添付資料2-32：シラバス「歯科診療と研究の基本」
- ・添付資料2-33：シラバス「臨床実習に役立つ臨床歯科治療学」
- ・添付資料2-34：シラバス「臨床実習・総合歯学・総合研修（5年）」

- ・添付資料 2-35：医療安全ポケットマニュアル
- ・添付資料 2-36：愛知学院大学歯学部附属病院 院内感染対策マニュアル・医療事故防止対策マニュアル
- ・添付資料 2-37：シラバス「隣接臨床医学」
- ・添付資料 2-38：シラバス「臨床歯学」
- ・添付資料 2-39：シラバス「臨床実習・総合歯学・総合研修（6年）」

・項目：成績評価・卒業認定

評価の視点	評価のポイント
2-16 成績評価の基準・方法を適切に設定し、あらかじめ学生に明示していること。	・シラバスや学部要覧等における成績評価基準・方法の明示
2-17 設定された成績評価の基準・方法により、成績評価を公正かつ厳格に実施していること。	・成績の告知方法 ・臨床基礎実習等を含む成績評価 ・成績分布等を用いた成績評価の妥当性の検証(例えば、GPAの活用など)
2-18 進級判定基準を設定・明示し、適切な評価・判定を行っていること。	・進級判定基準の内容と周知方法 ・進級判定のプロセス ・関連委員会・教授会における進級判定の実績 ・留年者及び退学者等の状況
2-19 成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。	・学生への成績評価の開示 ・学生からの成績評価に対する問い合わせ制度(不服申し立てを含む)の整備、周知、運用
2-20 学位授与方針に基づき、公正かつ厳格な卒業認定を行っていること。	・修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を踏まえた卒業認定の基準の明示 ・卒業認定の手続・方法の明示 ・卒業認定における公平性・厳格性の担保

<現状の説明>

【2-16】成績評価の基準・方法を適切に設定し、あらかじめ学生に明示していること。

歯学部では、成績評価の基準・方法について、「愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程」(資料 2-40)、「愛知学院大学歯学部 GPA 制度に関する内規」(資料 2-41)、「愛知学院大学歯学部 GPA 活用に関する要領」(資料 2-42)、「愛知学院大学歯学部成績評価に関する取扱い要領」(資料 2-43)、「成績不振学生への対応に関する要領」(資料 2-13)、「歯学部退学勧告の運用に関する細則」(資料 2-44)、「歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程」(資料 2-45)、「愛知学院大学歯学部の試験に関する規程」(資料 2-46)、「歯学部の再試験に

関する規程」(資料 2-47)、「愛知学院大学試験における不正行為に関する規程」(資料 2-48)に明示している。また、シラバスの「成績評価方法」欄には各科目の評価方法や評価割合を具体的に明示している。それらのシラバスに関しては、講座間で第 3 者によるシラバスチェックを実施し、適切に記載されているかを確認している。シラバスは、愛知学院大学ホームページ上にある愛知学院大学の学生と教職員をサポートするポータルシステム WebCampus にログインすることにより、閲覧できるようになっている(資料 1-5-13)。さらに、シラバスのみならず、「歯学部キャンパスガイド」(資料 1-2-11)に成績評価基準・方法について記載されており、学生に明示している。

成績評価基準については学則第 9 条に定められており、AA (90 点以上)、A (89 点から 80 点)、B (79 点から 70 点)、C (69 点から 60 点)、D (59 点以下) とし、59 点以下の判定があった場合、不合格としている。また、学修の達成度を表すために Grade Point Average (GPA) 制度を用いて成績評価している。この GPA 制度は、「愛知学院大学歯学部 GPA 制度に関する内規」(資料 2-40)及び「愛知学院大学歯学部 GPA 活用に関する要領」(資料 2-41)により明示している。GP は AA で 4、A で 3、B で 2、C で 1 とし、GPA は、当該学期において学修達成度を示す指標として「学期 GPA」と、在学中の全学期において学修達成度を示す指標として「総合 GPA」に区分する。

学期 GPA は、各学期において評価された成績を基に、次の式により算定する。

学期 GPA = (当該学期の履修登録科目の GP × 当該科目の単位数) の総和 / 当該学期の履修登録科目の合計単位数)

総合 GPA は、在学中の全学期に評価された成績を基に、次の式により算定する。

総合 GPA = (在学全学期の履修登録科目の GP × 当該科目の単位数) の総和 / 在学全学期の履修登録科目の合計単位数)

GPA の数値に基づき次のように評価する。GPA が 4.000 以下～3.400 以上を「秀」、3.400 未満～2.700 以上を「優」、2.700 未満～2.000 以上を「良」、2.000 未満～1.300 以上を「可」、1.300 未満～0.800 以上を「注意」、0.800 未満を「警告」とする。

WebCampus にログインすることで、各科目の自分の成績を閲覧できるようになっている。また、この成績は、学生のみならず、その保証人も閲覧できるようになっている。

【2-17】設定された成績評価の基準・方法により、成績評価を公正かつ厳格に実施していること。

1) 成績の告知方法

学生への成績の告知方法は、 Semester 毎に、本学のウェブサイトである WebCampus 及び「成績通知書」により実施している。また、成績発表日及び配付期間は、WebCampus で周知している。また、保証人に対しても、 Semester 毎に、学生の成績表を送っている。

2) 臨床基礎実習等を含む成績評価

各授業科目の成績評価は、シラバスに記載されている「成績評価方法」に従って、各科目の担当者により行っている。各科目により、成績評価に用いられる項目は異なるが、所定の試験期間に実施される定期試験（必要に応じて実施される追試験や再試験を含む）や、中間試験、レポート等の得点を総合して評価している。

各科目の評価にあたって、授業担当者や科目責任者の複数の教員で、公正及び厳格に評価結果を確認し、科目責任者の責任のもと、成績評価を歯学部事務室に提出し、その成績評価については、歯学部教授会に審議事項として挙げられ、承認後、その成績評価が学生へ告知される。

複数の講座の教員が授業を担当するオムニバス科目においては、その科目のコーディネーターの教員（教授）が、シラバスに記載されている「成績評価」に従って、最終的な成績評価を行っている。

臨床基礎実習を含めた各実習科目の成績評価も、シラバスに記載されている「成績評価方法」に従って、実習制作物、制作過程の評価、授業態度、小テスト、実習試験等による総合して、科目責任者のもと、成績評価を行っている。

5年生に対して実施する総合歯学試験については、2023年度までは、2回、2024年度からは3回実施し、「愛知学院大学歯学部の試験に関する規程」に従って、成績を評価している（資料 2-46）。

6年生に対して実施する総合示説試験については、各科目における総合示説の講義後、2回の試験を実施し、「愛知学院大学歯学部の試験に関する規程」に従って、成績を評価している（資料 2-46）。

すべての履修科目の成績については、科目責任者から歯学部事務室に提出され、歯学部教授会で公正、厳格に審議され、最終決定される（資料 2-49～2-58）。

3) 成績分布等を用いた成績評価の妥当性の検証(例えば、GPAの活用など)

「愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程」（資料 2-40）第 8 条成績評価及び単位認定に沿って、各科目、特に実習科目についてはそれぞれの科目の特殊性等を加味し、成績評価の妥当性を今後検討する必要がある。

愛知学院大学では【2-16】に記載した通り、学期 GPA が算定され、学修達成度を評価している。また、GPA（資料 2-59）を「愛知学院大学歯学部 GPA 活用に関する要領」（資料 2-42）、「成績不振学生への対応に関する要領」（資料 2-13）及び「歯学部退学勧告の運用に関する細則」（資料 2-44）に基づき、次のように活用している。学期 GPA の評価が「警告」（GPA が 0.8 未満）となった成績不振学生については、学年主任による面談及び修学指導を実施している（資料 2-60）。また、GPA は特待生の選抜にも活用されている（資料 2-61）。

【2-18】進級判定基準を設定・明示し、適切な評価・判定を行っていること。

1) 進級判定基準の内容と周知方法

進級判定基準は、「歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程」(資料 2-45) に定められている。2021 年度までは、教養教育科目については必修科目 1 科目までの不可を認め、その科目については、2 年次まで、その科目の単位を修得するとなっていた一方で、専門教育科目については、1 科目でも不可の場合は進級不可となっていた。2022 年度より、1 年次から 3 年次までの専門教育科目についても、「歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程」(資料 2-45) に記載されている不合格の科目数範囲内であれば、進級後に履修させる制度を開始した。また、この制度では、5 年次に進級するためには、4 年次の専門教育科目の修得、共用試験 (CBT・OSCE) の合格、3 年次までの専門教育科目の未取得科目の修得が条件である。6 年次への進級要件は、専門教育科目の修得、共用試験 (Post-CC PX) と総合歯学試験の合格である。それらの進級判定基準は、毎年、年度初めに実施される各学年のオリエンテーション時に配付される歯学部キャンパスガイドに記載されており、オリエンテーション時に、学年主任が、この内容について説明している。

また、歯学部キャンパスガイドは、歯学部ホームページにアップされており、学生はいつでも閲覧できるようになっている (資料 1-5-15)。

2) 進級判定のプロセス

進級判定については、各科目の担当責任者より提出された個々の学生の成績一覧表を基に、「愛知学院大学歯学部の試験に関する規程」に従い、歯学部教授会で審議の上、愛知学院大学教務委員会を経て愛知学院大学代表教授会で最終的に決定される (資料 2-62~2-64)。

進級判定の結果は、WebCampus を介して発表され、その結果を学生や、その保証人が確認できるようになっている。また、その結果を基に、学年主任や SSC チューターによる学習指導を実施している。

3) 関連委員会・教授会における進級判定の実績

成績評価及び進級判定に関するプロセスは、歯学部教授会議事録 (資料 2-62)、愛知学院大学教務委員会議事録 (資料 2-63)、愛知学院大学代表教授会議事録 (資料 2-64) に記録・保管されており、必要に応じて、確認ができるようになっている。また、進級判定資料及び判定簿、試験問題については「愛知学院文書取扱規程」により、5 年間の保存が義務付けられている (資料 2-65)。

4) 留年者及び退学者等の状況

留年者の状況について、留年者及び退学者等の状況 (資料 2-66) に示す。2023 年度の留年率は、1 年次 5.0%、2 年次 4.3%、3 年次 7.1%、4 年次 18.9%、5 年次 3.0%、6 年次 0%で、全学年合計で 6.6%となっている。4 年次での留年の割合が、他の学年と比較して高いのは、4 年次に実施している CBT 試験が不合格となり進級不可となった学生が多かったためであ

る（CBT 試験不合格者：2021 年度、2022 年度、2023 年度、それぞれ 29 名、22 名、16 名）。退学者の状況について、留年者及び退学者等の状況（資料 2-66）に示す。2023 年度の退学率は、1 年次 5.0%、2 年次 1.1%、3 年次 1.6%、4 年次 4.9%、5 年次 0%、6 年次 0%で、全学年合計で 2.2%となっている。

【2-19】成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。

1) 学生への成績評価の開示

成績評価については、歯学部教授会にて審議され、承認された後、WebCampus に掲載される。各学生は、WebCampus にアクセスすることによって各々により、各学生の成績が閲覧できるようになっている。

2) 学生からの成績評価に対する問い合わせ制度(不服申し立てを含む)の整備、周知、運用

学生から成績評価を公正性・厳格性を担保するために、「愛知学院大学歯学部成績評価に関する取扱い要領」（資料 2-43）、に基づき、次のように学生からの成績評価に対する問い合わせ制度を設けている。まず、各試験問題に関する疑義がある場合は、試験の翌日（金曜日に試験が実施された場合は、翌週の月曜日）の 17 時まで、歯学部事務室にて疑義を受け付ける（資料 2-67）。疑義のあった問題について、科目責任者の了承の上、試験問題担当者に回答してもらい、必要に応じて、正答等を修正した結果で、成績を評価する。また、成績評価について歯学部教授会で審議・承認され、学生へ成績を発表した後、学生はその成績に疑義がある場合は、歯学部事務室に成績発表の翌日までに、「成績評価に関する質問書」を提出できるとし、その質問書が提出された場合は、科目担当教員は速やかに精査し回答することになっている（資料 2-68）。また、成績評価に誤りがある場合は、成績評価を修正し、速やかに歯学部教授会を開催し、修正された成績評価について再審議する。

【2-20】学位授与方針に基づき、公正かつ厳格な卒業認定を行っていること。

1) 修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を踏まえた卒業認定の基準の明示

愛知学院大学全体のディプロマポリシー（DP）に則り、国民に望まれる歯科医師育成を担保する歯学部の特長性を考慮した学位授与方針を、歯学部自己点検・評価委員会（資料 2-69）及び歯学部教授会（資料 2-70）にて、協議した上で設定し、歯学部キャンパスガイド及び大学のホームページ上に公表している（資料 1-2-12、1-5-16）。歯学部の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 46 単位、専門教育科目 165 単位、計 211 単位と定められており、その単位の取得とともに卒業試験に合格することにより卒業認定される。

2) 卒業認定の手続・方法の明示

「歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程」の記載にあるように、卒業判定の基準が定められている（資料 2-45）。6 年生の春学期に実施される「総合示説」試験に合格した学生が、卒業試験の受験資格を得ることができる。この卒業試験受験資格判定は、歯学部卒業試験受験資格判定教授会で実施され、審議された後、決定される（資料 2-45）。また、卒業判定は、歯学部卒業判定教授会において行い、愛知学院大学代表教授会において、審議され決定される（資料 2-71～2-76）。

3) 卒業認定における公平性・厳格性の担保

「歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程」に従って、卒業認定について歯学部教授会において厳格な審議の上、承認後、愛知学院大学代表教授会で審議され、最終決定される。また、歯学部教授会における卒業試験受験資格判定及び卒業判定に使用される各学生に関する成績結果については、学生の名前を無記名とすることで、公正・厳格に卒業認定を実施している（資料 2-72～2-75）。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-40：愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程
- ・添付資料 2-41：愛知学院大学歯学部 GPA 制度に関する内規
- ・添付資料 2-42：愛知学院大学歯学部 GPA 活用に関する要領
- ・添付資料 2-43：愛知学院大学歯学部成績評価に関する取扱い要領
- ・添付資料 2-13：成績不振学生への対応に関する要領
- ・添付資料 2-44：歯学部退学勧告の運用に関する細則
- ・添付資料 2-45：歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程
- ・添付資料 2-46：愛知学院大学歯学部の試験に関する規程
- ・添付資料 2-47：歯学部の再試験に関する規程
- ・添付資料 2-48：愛知学院大学試験における不正行為に関する規程
- ・添付資料 1-5-13：大学ホームページ（シラバス・外部公開向け）
<https://unipa.agu.ac.jp/uprx/up/bs/bsa001/Bsa00101.xhtml>
- ・添付資料 1-2-11：歯学部キャンパスガイド（85 頁～96 頁）
- ・添付資料 2-49：令和 5 年度第 9 回歯学部教授会議事録（令和 5 年 7 月 26 日）
- ・添付資料 2-50：令和 5 年度卒業試験受験資格判定及び春学期の成績判定歯学部教授会議事録（令和 5 年 9 月 20 日）
- ・添付資料 2-51：令和 5 年度総合歯学試験Ⅱ合否判定歯学部教授会議事録
（令和 6 年 1 月 24 日）
- ・添付資料 2-52：令和 5 年度 OSCE 合否判定歯学部教授会議事録（令和 6 年 1 月 24 日）
- ・添付資料 2-53：令和 5 年度成績評価判定歯学部教授会議事録（令和 6 年 2 月 2 日）
- ・添付資料 2-54：令和 5 年度歯学系臨床実習後臨床能力試験一斉技能試験合否判定歯学部

教授会議事録（令和6年2月2日）

- ・添付資料 2-55：令和5年度歯学部歯学系 CBT 可否判定歯学部教授会議事録
（令和6年2月7日）
- ・添付資料 2-56：令和5年度1年生成績評価判定歯学部教授会議事録
（令和6年2月14日）
- ・添付資料 2-57：令和5年度総合歯学再試験可否判定歯学部教授会議事録
（令和6年2月28日）
- ・添付資料 2-58：令和5年度歯学部歯学系 CBT 可否判定歯学部教授会議事録
（令和6年3月13日）
- ・添付資料 2-59：成績分布表
- ・添付資料 2-60：歯学部の学生への面談・修学指導を経て「退学勧告」までの手続き
- ・添付資料 2-61：愛知学院大学特待生奨学金規程
- ・添付資料 1-5-15：大学ホームページ「歯学部キャンパスガイド」
<http://www.dent.aichi-gakuin.ac.jp/files/campusguide2024.pdf>
- ・添付資料 2-62：令和5年度1～5年生進級判定歯学部教授会議事録（令和6年3月13日）
- ・添付資料 2-63：令和6年度第1回愛知学院大学教務委員会議事録（令和6年4月5日）
- ・添付資料 2-64：令和6年度4月代表教授会議事録（令和6年4月10日）
- ・添付資料 2-65：愛知学院文書取扱規程
- ・添付資料 2-66：留年者及び退学者等の状況（基礎データ・表4）
- ・添付資料 2-67：試験問題に関する疑義の受付
- ・添付資料 2-68：成績評価に関する質問書
- ・添付資料 2-69：第1回歯学部自己点検・評価委員会議事録（令和元年7月3日）
- ・添付資料 2-70：令和元年度第6回歯学部教授会議事録（令和元年7月24日）
- ・添付資料 1-2-12：歯学部キャンパスガイド（1頁）
- ・添付資料 1-5-16：愛知学院大学歯学部ホームページ「学位授与方針」
<http://www.dent.aichi-gakuin.ac.jp/guide/outline/>
- ・添付資料 2-71：令和5年度卒業試験判定歯学部教授会議事録（令和5年11月1日）
- ・添付資料 2-72：令和5年度卒業判定歯学部教授会議事録（令和5年12月13日）
- ・添付資料 2-73：令和5年度卒業試験判定歯学部教授会議事録（令和5年12月20日）
- ・添付資料 2-74：令和5年度卒業特別試験可否判定歯学部教授会議事録
（令和6年2月28日）
- ・添付資料 2-75：令和5年度臨時卒業判定歯学部教授会議事録（令和6年3月5日）
- ・添付資料 2-76：令和5年度3月代表教授会議事録（令和6年3月6日）

・項目：教育成果の検証

評価の視点	評価のポイント
2-21 学生の学習成果、卒業者の進路状況等を把握・分析し、教育上の成果を検証していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の学習成果(修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果の達成状況)の把握・分析 ・卒業生の進路及び活動状況(例えば、国家試験合格状況及び臨床研修マッチング状況、アンマッチ率、大学院進学状況など)の把握・分析 ・把握・分析結果を踏まえた教育成果の検証
2-22 検証した結果を教育内容・方法の改善に活用していること。	・検証結果を活用したカリキュラムや授業内容・教育方法の改善事例

<現状の説明>

【2-21】学生の学習成果、卒業者の進路状況等を把握・分析し、教育上の成果を検証していること。

1) 学生の学習成果(修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果の達成状況)の把握

学習成果は、主として試験により把握している。1年生～4年生までは、春学期及び秋学期の科目について、それぞれ定期試験期間が設けられており、その期間に各科目の試験が実施される。評価の方法、合格基準等については、シラバスに記載されており、その記載通りに学習成果が評価される。これらの結果を、その学生を担当する学年主任やSSCチューターに共有し、各学生との面談に利用している。また、5年生に関しては、2024年度より4月に4つの専門教育科目及び、3回の総合歯学試験、臨床実習により学習成果が評価される。6年生に関しては、春学期に実施される総合示説試験により、学習成果が評価され、その合格により、卒業試験受験資格を得る。

各学生のGPAを算出し、学修達成度を把握し、GPAの低い学生(GPAが0.8未満)に対しては、学年主任が面談をし、授業や自主学習への取り組み、学習方法等を聴取し、学習向上に向けて指導を行っている。

各学年でセメスターの終了後、科目ごとの学生による授業アンケートを実施し、学生の授業に関する修得度を把握し、改善を図っている。さらに、1年に1回、「学修状況実態把握に関するアンケート」(資料2-77)を実施しており、その結果を基に教育活動の見直しを行っている(資料2-78)。

歯学部では、6つのディプロマ・ポリシーがあり、それらに示した学修成果が達成されたかを卒業生に対して検証している。それらの達成状況を踏まえて、今後の改善策を立てている(資料2-79)。

学生の学習成果の把握に役立てるため、各科目の定期試験問題や学生の成績を総合歯科医学教育講座及び歯学教育情報管理分析室(IR室)に集約させ、学生カルテを作成する予定である。

2) 卒業生の進路及び活動状況(例えば、国家試験合格状況及び臨床研修マッチング状況、

アンマッチ率、大学院進学の状態など）の把握・分析

歯学部卒業人数は、2022年度116名、2023年度102名となっており、その内、国家試験合格者が、62名、71名となっている（資料2-80）。また、歯学部の臨床研修マッチング率状況は、2022年度93.8%（全国平均82.8%）、2023年度87.6%（全国平均83.9%）となっており、全国平均より上回っている（資料2-81）。一方、歯学部のアンマッチ率は2022年度6.2%、2023年度12.4%となっている。卒業後の進路状況（研修先）は、愛知学院大学歯学部附属病院が最も多く、2022年度27名、2023年度42名となっており、それ以外では、他大学病院、病院歯科、診療所となっている（資料2-82）。この結果より、卒業生に対する愛知学院大学歯学部附属病院への研修が2022年度は44%であったのに対して、2023年度は59%であり、15%程度上昇した。大学院への進学状況は、2022年度20名、2023年度22名、2024年度17名となっており、募集定員が18名であることより、毎年ほぼ充足している（資料2-83）。これは、臨床研修医向けに「大学院説明会」を年に2回実施していることや、各講座の研究室のリフレットの掲示による効果と考えられる。

3) 把握・分析結果を踏まえた教育成果の検証

2019年8月に開設されたIR室及び2024年4月に開設された総合歯科医学教育講座に、学生の修学上のデータ（各科目の試験、共用試験、5年次に実施される総合歯学試験、6年次に実施される総合示説試験等）の集約を開始しているところであり、今後、学生カルテを作成し、教育効果や成果を検証する予定である。

【2-22】検証した結果を教育内容・方法の改善に活用していること。

1) 検証結果を活用したカリキュラムや授業内容・教育方法の改善事例

各セメスターの終了後に実施される学生による授業アンケートの結果は各科目担当教員にフィードバックされ、授業における評価・問題点を把握し、いかに改善していくかを検討する機会となり、次回からの授業に改善策を取り入れる仕組みになっている。

2023年度までは、3年次に「冠・橋義歯補綴」の講義・実習が開講されており、4年次に「歯髄組織の常態と疾患」の講義・実習が開講されていた。実際の臨床では、根管治療を行った後、コアを立て、冠などを装着することより、このような順番では、学生が理解しにくいとの意見があったことより、保存系・補綴系の講義の順番と実際の臨床の治療の順序が可能な限り一致するように、カリキュラムを2024年度より変更した。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-77：2023 年度「学修状況実態把握に関するアンケート」集計結果
- ・添付資料 2-78：2023 年度「学修状況実態把握に関するアンケート」に基づく教育活動の見直しについての報告書
- ・添付資料 2-79：2023 年度ディプロマ・ポリシーに示した学修成果の測定方法、達成目標及び達成状況
- ・添付資料 2-80：愛知学院大学歯学部歯科医師国家試験合格状況（基礎データ・表 2）
- ・添付資料 2-81：臨床研修マッチング状況、アンマッチ率
- ・添付資料 2-82：卒業後の進路状況（研修先）
- ・添付資料 2-83：大学院進学状況

【大項目2の現状に対する点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

①診療参加型臨床実習を円滑に進める上で、自験と見学実習に対する協力患者からの同意が得られるよう、協力患者の確保に努めているが、必ずしも充足しているとは言い難い。また、臨床実習への同意患者数、各講座科目における自験を含む実習ケースの到達度・達成数等の管理は各講座に委ねられており、一元管理までには至っていないことから、今後検討が必要である。

②本学歯学部末盛キャンパス臨床教育研究棟 3 階には、2023 年 9 月にシミュレーション実習室が新設され、実習用ファントムが設置されている実習机 18 台が配置されている。また、当院南館 6 階の臨床相互実習室には、臨床実習生が学生相互に実習を行うことができる診療用歯科ユニットが 8 台設置されている。さらに各ユニットに実習用ファントムを設置して実技練習を行うことができるようになってきている。これらは、臨床実習における自験に備えて事前に練習ができる実習用として活用されている。しかし、アクティブラーニングとして学生が自主的に臨床実習時間外にファントムを使用して実技の練習をするプログラムが整備されていないことから、自験に備えた歯科治療のための模型練習を計画的に行えるようさらなる検討が必要である。また、診療参加型臨床実習にてポートフォリオ・システムを用いているが、自験に備えたこれらのシミュレーション実習室における予習課題用のポートフォリオ・システムの整備・検討が必要である。この整備により、学生個々のシミュレーション実習時の到達度・目標を把握することが可能となる。

③診療参加型臨床実習においては、指導教員のもとで自験症例として同意を得た協力患者を学生が担当していることから、一連の治療過程を学生が自験として経験できるよう、現在各講座・診療科にて臨床実習を実施しながら検討を行っている。また、臨床実習用の歯科用チェアユニットを配置した学生専用の診療室は整備されておらず、学生優先チェアユニットの整備はされつつあるものの、指導教員が担当医として使用する各診療科の歯科用チェアユニットとの共用となっている。このため、臨床実習用の歯科用チェアユニット

の配置を検討することが必要である。

④4年次での留年率が18.9%と他の学年と比較して高い。これは、4年次に実施しているCBT試験で不合格になり5年次への進級不可となった学生は、2021年度、2022年度、2023年度、それぞれ29名、22名、16名であったことが一因となっている。CBTはそれまでの学修した専門教育科目のすべてが試験範囲であり、総合的な学力が求められる。しかし、4年次までの科目や試験は、各科目についての講義や、その試験であり、総合的な学力を判定するような試験を実施していなかったため、低学年より、総合的な学力の定着を促進する必要がある。

⑤IR室及び総合歯科医学教育講座に学修上のデータの集約を開始しているが、学生カルテの作成までは至っていない。

⑥診察参加型臨床実習の指導歯科医の要件について、専門学会の専門医、認定医の資格、指導歯科医講習会の有無、共用試験の評価者資格などが明文化されていないことから、歯学部として、要件の検討を始めることが必要である。

(2)改善のためのプラン

①「臨床実習主任指導者会議」では、臨床実習の出欠席状況、配慮等が必要な学生に関する情報共有等の対応を各講座からの報告にて確認している。しかし、臨床実習への同意患者数、各講座科目で設定している自験を含む実習ケースの到達度・達成数等の一元管理までには至ってはならず、各講座に委ねられている。臨床実習Aが終了する学期末時には、各講座から学生ごとの臨床実習評価結果(点数)を5年生学年主任(臨床実習総責任者)へ提出するようになっている。したがって、「臨床実習主任指導者会議」時には、各講座担当科目における臨床実習の進行状況等が共有できるよう改善していくことを検討している。

②2023年9月に新校舎として末盛キャンパス臨床教育研究棟が完成した。これに伴い、本施設内にファントム付きの実習室が完成し運用を開始している。しかし、学生が臨床実習時間外にファントムを使用して実技の練習をするプログラムが整備されていないことから、自験に備えた模型練習が可能となるよう準備を始めている。同時に、自験に備えた事前の予習課題用のポートフォリオ・システムの整備・体制を構築していくことを検討する予定である。

③診療参加型臨床実習における自験については、一連の治療過程を学生が自験として経験できるように整備・体制の構築を検討していく予定である。そのためにも、現在、指導教員が担当医として使用している各診療科診療室に配置している歯科用チェアユニットの一区間を、学生が自験専用の歯科用チェアユニットとして使用できる体制となるように、急務の課題として検討している。

④2024年度より、3年次及び4年次の春学期に、前年度までに学修した科目を総合的に学修する科目(基礎臨床統合歯学)の開講とともに2年次及び3年次に総合学力試験を実施

し、より低学年において、総合的な知識の定着を促し、CBT 試験での不合格者を減らす。

⑤それぞれの学生における学習成果を把握するため、IR 室及び総合歯科医学教育講座に修学上のデータを集約、蓄積し、学生カルテを作成及び分析し、教育効果や成果を検証する予定である。

⑥診療参加型臨床実習の運営に関わる会議、関連部署において、指導歯科医の要件について、検討を行う予定としている。

3 学生の受け入れ

・項目：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施

	評価の視点	評価のポイント
3-1	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の受け入れ方針の策定 ・学生の受け入れ方針における求める学生像、入学者に求める水準等の判定方法の明示
3-2	学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を的確かつ客観的に評価するための選抜方法・手続等を設定していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生募集方法と入学者選抜方法の適切性 ・多様な人材に修学の機会を与える視点 ・入学者選抜における入学者の学力の担保
3-3	学生の受け入れ方針や選抜方法・手続等をあらかじめ公表していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の受け入れ方針及び選抜方法・手続の募集要項やホームページ、説明会等を通じた公表方法
3-4	入学者選抜を責任ある実施体制のもとで、適切かつ公正に実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜の組織体制 ・入学者選抜の手続の明確化 ・入学者選抜の公正性を確保するための仕組み

<現状の説明>

【3-1】学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。

1) 学生の受け入れ方針の策定

本学歯学部では、卒業認定・学位授与の方針（DP）及び教育課程編成・実施の方針（CP）を策定しているが、それらの内容を踏まえて、学生の受け入れ方針として、入学者受入れの方針（AP）を策定している（資料 1-2-13）。AP の具体的な内容を以下に示す。

歯学部は、優れた人材を公平かつ多様な方法で選抜するという方針に基づき、卒業認定・学位授与の方針（DP）及び教育課程編成・実施の方針（CP）に定める教育を受けるのにふさわしい、以下に掲げるような人の入学を求めています。

① 人としての基本的なモラルを身につけている人

- ② 感謝と思いやりの精神を持っている人
- ③ 歯学教育を受けるために必要とされる十分な理系の基礎学力を持っている人
- ④ 論理的思考に優れ、豊かな自己学習能力を涵養しようとする人
- ⑤ 医療人としての強い使命感と高い志を持ち、社会に貢献することを希望する人
- ⑥ グローバルな視野と主体性を持ち、協働して歯科保健・医療を実践・発展しようとする人

2) 学生の受け入れ方針における求める学生像、入学者に求める水準等の判定方法の明示

学生の受け入れ方針における求める学生像は、本学歯学部が策定している AP に相当するが、その内容は、入学試験要項（資料 1-5-17）、入試ガイド（資料 1-5-18）に記載している。入学者に求める水準等の判定方法については、入学試験要項（資料 1-5-17）及び入試ガイド（資料 1-5-18）に試験の種類に応じた教科、科目、試験時間、配点を示しており、併せて科目ごとの得点を調整して合否判定に用いて高得点順に選考することや面接の結果も踏まえて総合して選考する選考方法についても記載している。

【3-2】学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適正を的確かつ客観的に評価するための選抜方法・手続等を設置していること。

1) 学生募集方法と入学者選抜方法の適切性

本学歯学部では、学生募集方法として多様な選抜方法を採用している（資料 1-5-18）。それぞれの試験について、募集定員をあらかじめ示している。具体的には、一般選抜試験として、前期試験 A、共通テストプラス試験、中期試験、後期試験を行い、一般選抜の「共通テスト」利用の試験として、「共通テスト」利用試験Ⅰ期〈3科目型〉、共通テスト」利用試験Ⅰ期〈4科目型〉、共通テスト」利用試験Ⅱ期〈2科目型〉を行っている。また、学校推薦型選抜として、公募推薦 A [専願]、公募推薦 B [併願可]、指定校制推薦 [専願] を行い、総合型選抜として、A0 [専願] の試験を実施している。一般選抜試験では、合格の可能性を高められるように、複数の試験を併願できる制度を採用しており、併願に対しては入学検定料の割引制度も設けている。

入学志願者の受験機会を増やすために、前期試験 A、中期試験、後期試験、公募推薦 A、公募推薦 B においては東京、大阪、福岡において入学試験を行い、受験者の時間的・経済的負担の軽減を行っている。

入学者の選抜方法については、一般選抜では各試験の試験科目の配点を示すことで、受験生が得意とする科目を考慮して受験できるような試験制度としている。学校推薦型選抜では、出願資格として学校長からの推薦があること、高等学校または中等教育学校の全体の学習成績の状況から一定以上の成績であること、理科科目を履修している者、歯科医師になる目的意識を明確にもっている者であることを求めており、試験にあたっては、課題文設問型

小論文により適性を検査し、取得資格、特殊・特出能力、高等学校または中等教育学校の調査書の学習成績の状況、面接の結果も含めて総合的に適性を評価して選考を行っている。総合型選抜では、学校推薦型選抜と同様の出願資格を求めているが、歯科医療の重要性を理解していることを求めるなど、歯科医師を目指すより明確な目的意識を求めており、選考は書類審査による第1次選考と、小論文及び個人面接による第2次選考により、入学者を適切に選考している（資料1-5-18）。

2) 多様な人材に修学の機会を与える視点

本学歯学部では、多様な入学試験を実施しているが、入学者についても多様な人材に修学の機会を与えられるよう努力している。具体的には、一般選抜、学校推薦型選抜、特別型選抜に加えて、特別選抜として、第2学年編入試験、外国人留学生入学試験、帰国生徒入学試験を設けることで、広く修学の機会を与えることにより、多様な人材で学生集団が構成されることで、学生間で刺激し合い歯科医師としての意識や視野が広がることを期待している（資料1-5-18）。

3) 入学者選抜における入学者の学力の担保

入学者の選抜においては、各試験を公正、公平に行っているが、入学者の学力の担保として、歯学部が理系であることから、一般選抜の入学試験では理科科目を必須としている（資料1-5-17、1-5-18）。入学者の学力は、各試験において成績の上位の者から選抜することで入学者の学力の担保を図っている。各入学試験の可否の判定は、歯学部の入試委員が選抜基準の案を定めた後に、学長及び入試課担当者、全学部の入試委員から構成される入試委員会において、歯学部入試委員が設定した選抜基準の確認を行い、その適切性を審議したうえで最終的な選抜基準を決定することで、入学者の学力を担保している。

学校推薦型選抜及び総合型選抜の入学試験では、理科科目を履修していることを出願資格として求め、また高等学校または中等教育学校の全体の学習成績の状況を3.3以上とするなどにより、入学者の学力の担保を図っている（資料1-5-17）。

【3-3】 学生の受け入れ方針や選抜方法・手続等をあらかじめ公表していること。

1) 学生の受け入れ方針及び選抜方法・手続の募集要項やホームページ、説明会等を通じた公表方法

本学歯学部における学生の受け入れ方針（AP）は、本学歯学部のキャンパスガイドだけではなく、本学のホームページの関係箇所に掲載している（資料1-2-13、1-5-19）。また、APに加えて、各入学試験の選抜方法・手続等については、入学試験要項、入試ガイドの冊子とともに同内容をWebサイトからも閲覧できるようにして、あらかじめ公表している（資料1-5-17）。

また、受験生や保護者を対象とした入試説明会（資料 3-1）、6 月、8 月、10 月に歯学部が実施するオープンキャンパス、歯学部同窓会の説明会等を通じて、学生の受け入れ方針、選抜方法及び手続きについて説明を行なっている（資料 3-2）。

【3-4】入学者選抜を責任ある実施体制のもとで、適切かつ公正に実施していること。

1) 入学者選抜の組織体制

本学の入試を統括する入試委員会は、学長、入試課担当者及び各学部の入試委員によって構成されており、歯学部長及び 2 名の教務主任が担当している（資料 3-3）。また、入学者の定員管理については、入試検討小委員会歯学部担当者が、学校選抜型選抜の指定校の見直しや入学試験方法ごとの定員案を検討し、その内容を歯学部教授会で確認し、全学の入試検討小委員会で承認を得る仕組みをとっている（資料 3-4）。

2) 入学者選抜の手続の明確化

本学歯学部では、複数の入学者選抜の方法を採用しているが、それぞれの方法においてどのように入学者選抜を行うのかについては、入学試験要項及び入試ガイドに示している（資料 1-5-17、1-5-18）。具体的には、各試験の成績上位者から単純に合否判定を行うだけではなく、共通テストプラス試験では、大学入学共通テストの高得点科目や前期試験 A の高得点科目の結果を活かせるような判定を行なうことで、入学者の得意科目を活かして入学の機会を広げている（資料 1-5-17、1-5-18）。また、学校推薦型選抜においては、高校における理科科目の成績が優れていることを考慮することをあらかじめ示している（資料 1-5-17、1-5-18）。

3) 入学者選抜の公正性を確保するための仕組み

入学者選抜においては、入学志願者の選抜試験の結果から、各学部の入試委員が入試課担当者と過去の選抜試験結果を参考にしながら、試験成績の上位順に並べた資料をもとに合否の基準案を設定する。その結果を全学の入試委員会で検討し承認を得ることで、入試結果を歯学部担当者だけで決定することなく、他学部を含めた大学全体の確認する仕組みをとることで、入学者選抜を責任ある体制のもとで適切かつ公正に実施している。

<根拠資料>

・添付資料 1-2-13：「歯学部キャンパスガイド」（1 頁～2 頁）

・添付資料 1-5-17：大学ホームページ（2025 年度入試要項）

<https://navi.agu.ac.jp/examination/applicant-list/>

・添付資料 1-5-18：大学ホームページ（入試ガイド 2025）

https://www.d-pam.com/agu/2413153/index.html?tm=1#target/page_no=1

・添付資料 1-5-19：愛知学院大学ホームページ（アドミッションポリシー）

<https://www.agu.ac.jp/pdf/guide/ideal/2024/admission-policy01.pdf>

- ・添付資料 3-1：令和 5 年度第 8 回歯学部教授会 資料 19
- ・添付資料 3-2：令和 5 年度第 2 回歯学部教授会 資料 14
- ・添付資料 3-3：愛知学院大学入学試験委員会規程
- ・添付資料 3-4：令和 5 年度第 14 回歯学部教授会 資料 10
令和 5 年度第 19 回歯学部教授会 資料 19
令和 5 年度第 20 回歯学部教授会 資料 6

・項目：定員管理

評価の視点	評価のポイント
3-5 入学定員（募集人員）に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の比率や動向を注視した適正な定員管理 ・入学定員（募集人員）に対する入学者数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・志願倍率と実質競争倍率の乖離

<現状の説明>

2020 年から 2024 年までの志願者数・入学者数の状況は、受験生人口の減少、歯科医師国家試験の難化などの影響を受け、志願者・入学者ともに減少傾向であり、募集人員充足率が 5 年連続、収容定員充足率が 3 年連続の未充足状態である。（資料 3-5）

在籍学生数についても、減少傾向であることから、修学状況等が良好でない学生の休学・留年・退学への対応として、学年主任、チューターが適宜面談を行い、保護者等との連携を図り、対策を講じている。

なお、志願倍率は 2020 年度から 2024 年度の 5 年間の平均は 3.35 倍、実質競争倍率は 2.88 倍であることから、両者に大きな乖離はみられない。

<根拠資料>

- ・添付資料 3-5：志願者数・入学者数等一覧

【大項目3の現状に対する点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

①本学歯学部の入学者選抜において、全国からの志願者が受験しやすい環境を整える方策として地方入試を行っているが、試験内容に筆記試験を行わない入試については、遠隔地からの受験機会を増やせる方法の検討が必要だと考えている。

本学歯学部では、歯科医師を目指す多様な人材に修学の機会を与えられるように、特別選抜として第 2 学年編入試験を実施しているが、出願資格を学校教育法による大学卒業生、卒業見込み者、または大学に 2 年以上在籍し 54 単位以上修得または修得見込みの者としている。本学では歯学部・薬学部以外の学部では、短期大学の卒業生や卒業見込み者にも編入試

験の出願資格を与えているが、歯学部・薬学部では短期大学の卒業者及び卒業見込み者には出願資格を与えていない。本学には、歯科衛生士を目指す3年制の短期大学部が設置されており、短期大学の卒業者には卒業後に歯科医師を目指す者がみられるが、短期大学卒業後に本学の専攻科（1年制）を卒業して学士の資格を得なければ歯学部への編入学を認めない。短期大学は学校教育法上大学の一類型と定義されており、また歯科衛生士や医療関係の短期大学または専門学校を修了した者は、歯科医師を目指すうえでの基本的な医学的知識や医療人としての倫理観が備わっていると考えられることから、短期大学や専門学校の卒業者についても、修得した内容により編入試験の出願資格を与えることを検討したいと考えている。

本学歯学部の入学者選抜では、歯科医師を目指す目的意識を明確に持っているかを面接により確認しているが、学生の一定数に入学後進路変更する者がみられる。進路変更の理由は個々の学生で様々であるが、入学後に進路変更する者を減らす努力が必要であると考えている。

②本学歯学部の良い面や取り組みを、受験生、保護者及び高等学校の進路担当者に周知することが必要であると考えている。

(2)改善のためのプラン

①歯学部の入学者選抜では、筆記試験を行わない入試ではオンラインによる面接を行うことによって遠隔地の入学志願者が受験しやすくなるような対応を令和6年度中に検討する予定である。

歯学部では、多様な人材の確保を行う観点から編入試験を行っているが、医療系の短期大学または専門学校で一定の単位を修得している者にも入学の機会を与えられるよう編入試験の応募資格の見直しを令和6年または7年度中には検討したいと考えている。

歯学部の志願者を公平・公正に適切な試験によって選抜することが重要であるとともに、入学者が卒業するまで歯科医師になる目的意識を失わないようにすることも重要である。入学後に進路変更する学生をできるだけ減らすためには、入学志願者の面接において、歯科医師になりたいという強い意志があることが確認できるような面接方法の見直しが必要であると考えている。

②大学の入試広報とは別に、入学予定者へのプレセミナー、地域を限定したミニオープンキャンパスの開催など、歯学部独自の入試広報活動を行っているが、より幅広な広報活動を推進する。

4 教員・教員組織

・項目：教員組織の編制

評価の視点	評価のポイント
4-1 教員組織の編制方針を策定していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・教員組織の編制方針の策定 ・教員に求める能力・資質の設定(選考基準) ・教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的な設計(デザイン)
4-2 教員組織の編制方針に基づき、教育研究活動の実施に必要な教員を配置していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・教員組織の編制方針に沿った教員組織の編制 ・教授、准教授、講師、助教の比率と適切な配置 ・診療参加型臨床実習に必要な資質・要件を持つ教員の配置
4-3 学生数に対する専任教員の比率が適切であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生数に対する専任教員の比率を踏まえた教育環境の適切性
4-4 持続可能性や多様性(性別、国籍等)に配慮して教員が適切に構成されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性教員、外国人教員の比率に配慮した教員組織の編制
4-5 歯学研究を遂行し、将来の歯学研究を担う人材育成のため高い研究力を有していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究に対する歯科大学・歯学部の考え方(方針) ・組織としての競争的研究資金の獲得状況(科学研究費補助金を含む) ・組織としての研究に対する第三者からの評価
4-6 教員の募集・採用・昇任を適切に行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の任用に関する規程の整備 ・教員人事の手続における透明性と適切性の担保 ・公募制、任期制等の教員組織を活性化させる仕組みの導入

<現状の説明>

【4-1】教員組織の編制方針を策定していること。

愛知学院大学の教員組織の編制方針と求める教員像は、「求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」として定め、WEBで公開している(資料1-5-20)。この中で、教員組織の編制方針としては、1) 大学設置基準の法令に基づいた適切な教員の配置、2) 年齢構成・男女比率等に配慮した教育理念の実現に相応しい組織の編制、3) 透明性・公平性を確保した公正な選考・審査による教員の採用・昇任、4) 教員の資質向上を図るための組織的かつ多面的なFD活動の実施について、明示している。また、求める教員像としては、1) 建学の精神・教育理念に基づく学部を十分に理解し、大学教育を担当するに相応しい教育能力を備え、その向上に努める者、2) 優れた研究能力を備え、研究者として絶えず研鑽を積み、研究成果を社会に還元する意欲に溢れる者、3) 自らの専門性を活かして地域社会の貢献に努める者、4) 大学組織の一員として自覚を持ち、他の教職員との協力の下、大学運営に貢献できる者であることを、明示している。

この大学の方針を前提とし、以下のとおり歯学部の方針を策定している。

1) 教員組織の編制方針の策定

以下の「歯学部教員組織の編制方針」（資料 4-1）を歯学部教授会で策定し、審議のうえ承認し、運用している。

- ・ 専門分野、教員配置：歯学部は 88 の専門教育科目を設定し、基礎系講座、臨床系講座および教育系講座に属する 24 講座がこれを担当している。それぞれの講座では、担当する科目に関する教育内容、研究内容および臨床系講座においては診療内容を考慮して適切な教員配置を行う。
- ・ 教育課程や学部運営における教員の役割分担：歯学部は教育、研究、診療および学部運営に関する各種の委員会を設けている。委員の配置は、各教員の能力、経験および実績を考慮して適切に行う。また、組織的かつ体系的な学部運営のために、個々の教員が幅広く役割を分担できるように配慮する。
- ・ 教員構成：各分野における教員の適切な役割分担を可能とするために、年齢、性別、専門分野等のバランスを考慮して教員構成を行う。
- ・ 教員人事：大学の諸規則と方針、さらに歯学部の諸規則に基づいて、歯学部教授会の議を経て適切な教員人事を行う。
- ・ 教員の資質向上：大学の FD 活動に基づいて、教員の資質向上を図ると共に、歯学の教育、研究および診療に関する FD 活動を行う。

2) 教員に求める能力・資質の設定(選考基準)

大学では「愛知学院大学教員資格選考基準」（資料 4-2）で教員の職位ごとに求める能力と資格を定めた上で、「学校法人愛知学院任期制教員規程」（資料 4-3）において歯学部で新規採用される教員の任期・再任の可否（教授・准教授・講師・助教は任期 5 年で再任不可、助手は任期 3 年で再任は 1 回限り）および専任採用にあたっての業績審査事項が定められている。

この大学の基準と規程に基づき、歯学部では「愛知学院大学歯学部教員の採用及び昇任に関する審査基準の指針」（資料 4-4）を策定している。この指針の中で、教育・研究・臨床の各活動、所属機関における管理運営、および地域・社会貢献・国際交流活動の実績について項目を定めて審査する指針を設定している。同指針の別紙にて、教員の職位ごとに任期制採用・昇任・専任採用の審査項目については、教育研究の基盤となる学位・原著論文を中心に詳細な審査基準を明示することで、厳格な選考基準を設定している。この基準に基づき、教員の資格審査は「愛知学院大学歯学部教員資格審査内規」（資料 4-5）に従って公正に進められている。

3) 教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的な設計(デザイン)

「愛知学院大学歯学部教員組織規程」（資料 4-6）に則り、歯学部の教育と研究を推進するうえで必要な教員組織をデザインし、責任体制の確立と運営の効率化を図っている。教員組織のリーダーとして歯学部長を置き、教務主任 2 名（基礎系・臨床系各 1 名）が学部長を補佐する責任体制を明確にしたうえで、学部長と教務主任が中心となって学部の運営を統

括している。歯学部は講座制を採用しており、基礎系 8 講座、臨床系 15 講座、教育系 1 講座の計 24 講座からなる教員組織によって教育研究を推進している。講座には、主任教授を置き、講座の業務を統括し、所属教職員を監督する体制としている。各講座は教授、准教授、講師、助教から構成されており、一部の臨床系講座には特殊診療科教授を配置し、歯学部及び同附属病院において特色ある教育・診療・研究を遂行している。

教養科目担当教員との連携を強化するため、令和 2 (2020) 年度より、別キャンパス（日新キャンパス）で開講されていた教養科目を同一キャンパス（楠元キャンパス）で開講するよう変更した。現在、大学全体が策定している第 2 期中期計画（資料 4-7）の中で、歯学部・歯学研究科の中期目標を定め（資料 4-8）、歯学部・大学院歯学研究科機構改革推進委員会（資料 4-9）で教員組織の適切性を検討している。

臨床実習から卒後の臨床研修までの臨床教育活動を統合的に推進するために、令和 5 年度から総合歯科臨床教育研修センター（センター専属の専任教員 2 名を配置）を設置している。また、令和 6 年度 4 月から総合歯科医学教育講座（専任教員 2 名）を新設し（資料 4-6、1-2-14）、歯学部全体の教育を計画・分析・改善する活動を開始している。さらに、各学年の教育・運営には学年主任を置き、学部長・教務主任が学年主任の活動を統括する中で、学年に応じた教育を推進している。

【4-2】教員組織の編制方針に基づき、教育研究活動の実施に必要な教員を配置していること。

1) 教員組織の編制方針に沿った教員組織の編制

上記【4-1】に示した教員組織の編成方針に基づき、歯学部の教育研究活動の実施に必要な教員を配置している。学士収容定員である 750 名（在籍者数 668 名：資料 4-10；以下、全て令和 6 年 5 月 1 日現在）に対し、歯学部教員の構成は「歯学部講座別現在員表」（資料 4-11）に示すとおり、常勤教員数 134 人（うち主任教授 21 名）を配置している。教育・研究・臨床の活動内容に応じて各講座の定員数を設定しており、基礎系講座に所属する専任教員の定数は 4 名、臨床系講座に所属する専任教員の定数については、内科学講座 5 名、外科学講座 3 名、麻酔学講座、口腔衛生学講座、歯科放射線学講座は 5 名、他の 10 講座は 9 名である（資料 4-12）。また、令和 6 年 4 月 1 日からは、基幹教員制度を導入し、歯学部全常勤教員に加えて、歯学部 1 年生の教養科目を担当する 6 名を追加し、歯学部の基幹教員数は 140 名となっている（資料 4-13）。

主要な歯学部専門教育科目は各講座が責任講座となって担当しており、主任教授が授業科目の責任者として講座所属教員と連携して教育にあたっている。また各分野で専門性を高めながら広い見識を得られる教育を実施するため、各講座の主任教授が統括する形で、教育内容に応じた人数の非常勤講師（学部全体で 397 名：資料 4-14）および招へい教員（学部全体で 491 名：資料 4-15）が教育に携わっている。

2) 教授、准教授、講師、助教の比率と適切な配置

歯学部教員の構成は「歯学部講座別現在員表」（資料 4-11）に示すとおり、常勤教員の内訳は教授 25 人、准教授 27 人、講師 59 人、助教 23 人であり、その比率はそれぞれ教授、准教授、講師、助教で、19%、20%、44%、17% となっており、教育研究活動を実施する上で必要な職位の教員を各講座において適切に配置している。

3) 診療参加型臨床実習に必要な資質・要件を持つ教員の配置

臨床系講座の専任教員はすべて診療参加型臨床実習に必要な資質・要件を満たす専門性を有しており、歯科医師免許・博士号を有する非常勤講師・招へい教員も必要な専門性を備えている。各臨床系講座の教員の配置（資料 4-11）は、臨床実習担当の責任者となる教員が、週ごとの担当表等を作成し、学生数に応じて適切に割り振られている。

【4-3】 学生数に対する専任教員の比率が適切であること。

1) 学生数に対する専任教員の比率を踏まえた教育環境の適切性

歯学部教員の構成は「歯学部講座別現在員表」（資料 4-11）に示すとおり、専任教員数（134 人のうち主任教授 21 人、准教授または講師の合計数 86 人で、大学設置基準に定める「収容定員 840 名までの基幹教員数 106 人以上、教授、准教授又は講師の合計数 36 人以上、教授 18 人以上」の条件を満たしている。専任教員（基幹教員）一人当たりの学生数は 4.3（2～6 年生：577 人（学生数）÷134（専任教員数）人であり、教員組織は適切に整備されている。

【4-4】 持続可能性や多様性（性別、国籍等）に配慮して教員が適切に構成されていること。

1) 女性教員、外国人教員の比率に配慮した教員組織の編制

専任教員は男性 98 人と女性 36 人で構成されており、女性教員の割合は 27%となっている（資料 4-11）。女性活躍推進法の行動計画（平成 28～令和 2 年度）の求めている教育職に占める女性割合は 20%以上を超えており、さらに平成 28 年度以降採用者に占める女性割合は 30%以上を達成している。年齢別構成は、30-39 歳が 31%、40-49 歳が 44%、50-59 歳が 11%、60-69 歳が 14%であり、バランスの取れた構成になっている。

歯学部教授会では、自己点検・評価シート（資料 4-16）を毎年審議・承認しながら学部内での専任教員における女性教員比率・年齢構成の配慮を学部全体で共有し、これを踏まえて持続可能性と多様性を配慮しながら各講座で主任教授が教員採用申請行うことにより、適切に教員の構成を編制している。

【4-5】 歯学研究を遂行し、将来の歯学研究を担う人材育成のため高い研究力を有していること。

1) 研究に対する歯科大学・歯学部の方針(方針)

本学歯学部では、本学の建学の精神である「行学一体・報恩感謝」を歯学教育の分野で実践する中で、研究面では、独創的な科学的視野を持ち、継続した学修および研究意欲を持つ人物を社会に創出することを目的としている。この学部における教育の基礎の上に、歯学研究科では、「行学一体・報恩感謝」の精神に則り、高度にして深遠な歯科医学の専門的知識と技術を習得し、臨床歯科医学の実践を通して人類の福祉に貢献するとともに、医学・生命科学の深奥を究めて文化の創造・発展に寄与することのできる良識のある人材の養成を目的としている(資料 1-5-21)。また、未来口腔医療研究センターでは、未来の口腔医療をめざしたトランスレーショナルリサーチを実践し、国民の健康増進と QOL 向上に貢献することを目的としている。学部・研究科・研究センターが一体となって、研究室の枠を超えた学部内・学内外での共同研究を推進する体制の中で、人材を育成しながら、高度な研究を遂行している(資料 1-5-22)。

2) 組織としての競争的研究資金の獲得状況(科学研究費補助金を含む)

科学研究費補助金(科研費、KAKENHI)の採択状況は、最近の5年間は15%以上の採択率であり、令和6年度は新規採択件数10件、採択率は12.5%(全国平均採択率:27.5%)、金額は12,410千円(資料 4-17)であった。科研費以外の各種財団の助成金、受託研究費、奨学寄付金については、毎年継続的に獲得している。

3) 組織としての研究に対する第三者からの評価

2020(令和2)年度大学評価の結果の中では、歯学部の主催する「愛知学院大学 モーニングセミナー」や「愛知学院大学公開講座」について、研究成果を社会還元する取り組みに対する実績で高い評価を得た一方で、研究成果について言及する評価は無かった(資料 1-5-23)。この他には、組織としての研究について、第三者からの評価を受けた事例は無い。

【4-6】教員の募集・採用・昇任を適切に行っていること。

1) 教員の任用に関する規程の整備

【4-1】2) 教員に求める能力・資質の設定(選考基準)で示したとおり、大学の「愛知学院大学教員資格選考基準」(資料 4-2)と「学校法人愛知学院任期制教員規程」(資料 4-3)に基づき、歯学部の「愛知学院大学歯学部教員の採用及び昇任に関する審査基準の指針」(資料 4-4)と「愛知学院大学歯学部教員資格審査内規」(資料 4-5)で、教員の任用に関する基準と過程を明示している。特に、講座主任教授の任用については「歯学部講座主任教授選考に関する内規」(資料 4-18)及び「歯学部講座主任教授選考委員会に関する申合せ」(資料 4-19)を整備し、選考委員会における予備選考、教授会における候補者プレゼンテーションと選挙による選考と承認、代表教授会による承認、理事会による承認という過程を経ること

により、慎重に選考を行っている。これらの規程により、任期制教員の新規採用、職位の昇任、任期制教員の専任教員としての採用における選考基準を踏まえて、教員の任用を申請し、審査を公正に行っている。

2) 教員人事の手続における透明性と適切性の担保

講座主任教授の選考は、大学・法人の定める「愛知学院大学教員資格選考基準」（資料 4-2）と「学校法人愛知学院任期制教員規程」（資料 4-3）に従って歯学部で定めた「歯学部講座主任教授選考に関する内規」（資料 4-18）と「歯学部講座主任教授選考委員会に関する申合せ」（資料 4-19）に従って進められ、公募を原則としている。

新規に採用する主任教授選考開始の是非については、各講座の主任教授で構成される歯学部教授会において、歯学部・大学院歯学研究科機構改革推進委員会（資料 4-9）で検討することを承認したうえ、同委員会で審議する。同委員会で選考開始を承認した後、教授会での承認を経て主任教授選考委員会を立ち上げる。選考委員会は合議により選考委員長を選出し、選考委員長が主導して選考日程および公募要項を作成し、教授会での承認を得る。一定の公募期間（2ヶ月程度）を経て、選考委員会は候補者若干名を選出し、候補者によるプレゼンによる選考実施について教授会の承認を得る。最終的に、候補者の書類とプレゼン審査を経て、歯学部教授会での各主任教授による投票により選出している。

准教授、講師、助教及び助手の任用にあたっては、当該講座の主任教授が候補者を歯学部教授会に提案し、歯学部教授会は審査を歯学部教員資格審査委員会に委嘱する。審査委員会は「愛知学院大学教員資格選考基準」（資料 4-2）、「愛知学院大学歯学部教員の採用及び昇任に関する審査基準の指針」（資料 4-4）および「愛知学院大学歯学部教員資格審査内規」（資料 4-5）に従って審査の上、審査結果を歯学部教授会に報告し、歯学部教授会で審議および承認される。

歯学部教授会で選考された主任教授、准教授、講師の候補者は、全学の代表教授会で審議・承認された後、理事会に諮られ承認されることによって任用される（助教と助手については代表教授会の審議を必要としない）。また教員の准教授、講師および助教への昇任にあたっては、当該教員の所属する講座の主任教授が歯学部教授会に提案し、歯学部教授会は審査を歯学部教員資格審査委員会に委嘱する。審査委員会は「愛知学院大学教員資格選考基準」（資料 4-2）、「愛知学院大学歯学部教員の採用及び昇任に関する審査基準の指針」（資料 4-4）および「愛知学院大学歯学部教員資格審査内規」（資料 4-5）に従って審査の上、審査結果を歯学部教授会に報告し、歯学部教授会で審議・承認する。准教授、講師への昇任は代表教授会で審議・承認される（助手の助教への昇任については、代表教授会の審議を必要としない）。

3) 公募制、任期制等の教員組織を活性化させる仕組みの導入

講座主任教授の選考は、「歯学部講座主任教授選考委員会に関する申合せ」（資料 4-19）で、公募を原則として行うことを明記している。主任教授については、他大学出身者の教員採用率が 62%（13 人／21 人）、学内昇任の割合は 38%（8 人／21 人）となっており、自大学出身者や内部昇格に偏らない人事選考が行われている。准教授、講師、助教及び助手の任用においても、「愛知学院大学歯学部教員資格審査内規」（資料 4-5）で公募により採用を行う仕組みを整えている。

歯学部で新規に採用する教員は、「学校法人愛知学院任期制教員規程」（資料 4-3）に従い、全て任期制教員となる。前述のとおり、「愛知学院大学歯学部教員の採用及び昇任に関する審査基準の指針」（資料 4-4）において、教員の職位ごとに任期制採用・昇任・専任採用の審査項目に選考基準が明示されている。この選考基準に基づき、任期制教員が専任教員として採用される、あるいは任期制および専任教員が昇任するにあたっては、一定水準の教育研究業績を挙げる必要がある仕組みとなっている。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-5-20: 大学ホームページ「教育理念・各種方針／求める教員像および教員組織の編制に関する方針」<https://www.agu.ac.jp/guide/ideal/>
- ・添付資料 4-1: 歯学部教員組織の編制方針
- ・添付資料 4-2: 愛知学院大学教員資格選考基準
- ・添付資料 4-3: 学校法人愛知学院任期制教員規程
- ・添付資料 4-4: 愛知学院大学歯学部教員の採用及び昇任に関する審査基準の指針
- ・添付資料 4-5: 愛知学院大学歯学部教員資格審査内規
- ・添付資料 4-6: 愛知学院大学歯学部教員組織規程
- ・資料 1-2-14: 令和 6 年度 愛知学院大学歯学部キャンパスガイド「講座等概要」
- ・添付資料 4-7: 愛知学院大学 第 2 期中期計画
- ・添付資料 4-8: 歯学部・歯学研究科 中期目標（令和 2 年度～7 年度）
- ・添付資料 4-9: 歯学部・大学院歯学研究科機構改革推進委員会規程
- ・添付資料 4-10: 学生在籍者数表（令和 6 年 5 月 1 日現在）
- ・添付資料 4-11: 歯学部講座別現在員表（令和 6 年 5 月 1 日現在）
- ・添付資料 4-12: 平成 28 年度第 18 回歯学部教授会 資料 4
- ・添付資料 4-13: 基幹教員数一覧（基礎データ・表 5）
- ・添付資料 4-14: 歯学部講座別非常勤講師現在員表
- ・添付資料 4-15: 歯学部講座別招へい教員現在員表
- ・添付資料 4-16: 2023 年度自己点検・評価シート
- ・添付資料 1-5-21: 歯学研究科ホームページ（人材の養成・教育研究上の目的）
http://www.dent.aichi-gakuin.ac.jp/graduate_school/guide/spirit/
- ・添付資料 1-5-22: 未来口腔医療研究センターホームページ

http://www.dent.aichi-gakuin.ac.jp/graduate_school/fomrc/

- ・添付資料 4-17: 科研費新規応募件数・採択件数・採択率（歯学部）
- ・添付資料 1-5-23: 大学ホームページ（愛知学院大学に対する大学評価（認証評価）結果 2020 年度）

https://www.agu.ac.jp/pdf/guide/univ_accr/accruited2021.pdf

- ・添付資料 4-18: 歯学部講座主任教授選考に関する内規
- ・添付資料 4-19: 歯学部講座主任教授選考委員会に関する申合せ

・項目：教員の資質向上等

評価の視点	評価のポイント
4-7 教員の資質向上を図るための体制を整備していること。	・教育内容・方法等の改善を目的とした教員の研修及び研究(FD)を組織的に行う体制 ※大学運営に係る教職員に対する研修(SD)などの仕組みを含む
4-8 教員の資質向上を図るために、組織的な研修及び研究を定期的実施していること。	・上記FD(SDを含む)に関する活動の実績
4-9 専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。	・教員個人による教育研究活動等に対する自己点検・評価の実施 ・教員個人による教育研究活動等の自己点検・評価結果の公表 ・教員の教育研究活動評価システムの構築・実施

<現状の説明>

【4-7】教員の資質向上を図るための体制を整備していること。

1) 教育内容・方法等の改善を目的とした教員の研修及び研究(FD)を組織的に行う体制

※大学運営に係る教職員に対する研修(SD)などの仕組みを含む

大学全体では、教育開発研究センター委員会（資料 4-20）が教育内容と方法の改善を組織的に実施することを目的に設置されており、同委員会には各学部および教養部から2名の専任教員が参画している。同委員会は、全学FD研究会を年2回開催している。また、教育開発研究センター委員会の事務を担当する全学の大学教学改革推進企画室が教職員に対するSD研修会を年複数回開催している（資料 4-21）。これら全学のFD研究会とSD研修会については、各学部教授会を通じた周知連絡や全学の連絡システムである WebCampus と Microsoft Teams によって、歯学部教員を含めた全教員に対して原則参加を促している。これらの全学の研究会・研修会は、Microsoft Teams で配信することで、対面とオンラインの両方の形式で参加することが可能であり、所感を Microsoft Teams 内の Forms で提出させることで教員の研修効果を高める体制としている。

歯学部では、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的に実施するために歯

学部 FD 委員会を設置している（資料 4-22）。歯学部 FD 委員会は、歯科医師国家試験受験に向けた教育内容・方法の改善など、歯学に専門性の高い内容について歯学部 FD 研究会を主催している。これに加えて、歯学研究科 FD 委員会と未来口腔医療研究センターの歯学教育 ICT 開発研究部門は医療系学部の教育研究に関わる FD 講演会を毎年主催しており、歯学部は、薬学部、心身健康科学部、および短期大学部と同 FD 講演会を共催する形で、歯学部 FD 研究会を実施する体制としている（資料 4-23, 24, 25, 26）。

【4-8】教員の資質向上を図るために、組織的な研修及び研究を定期的実施していること。

1) 上記FD(SDを含む)に関する活動の実績

大学が主催する全学 FD 研究会は年 2 回、全学 SD 研修会は年 2～3 回開催され、歯学部を含めた全教員が原則参加している。令和 4～5 年度の全学 FD 研究会では、9 月開催の内容は教育開発研究センターのワーキンググループ事業に基づく教育内容・方法を改善するための研修が行われ、3 月開催の内容は毎年選出される教育優秀賞受賞者の教育内容と方法の実践例を学ぶための研修が実施されており、この全学 FD 研究会の活動実績は「全学 FD 活動報告書」に収録されている（資料 4-23, 24）。令和 5 年度の全学 SD 研修会では「2023 入試結果報告会」、「発達障害やコミュニケーションの苦手な学生の理解と支援について」、および「DX の基本と事例の研究」というテーマで開催され、外部講師による講演を受講した（資料 4-21）。

歯学部としては、歯学部 FD 委員会の主催・共催分を含めて年 7～12 回程度、必要に応じて歯学部 FD 研究会を開催しており、その活動実績は年度ごとに「全学 FD 活動報告書」（資料 4-23, 24）に収録されている。令和 4～5 年度に開催した教育に関する内容は、歯科医師国家試験への対応、令和 4 年度版歯学教育モデル・コア・カリキュラムへの対応、学部内試験と CBT の作問能力向上、Z 世代と呼ばれる近年の学生の国語力を踏まえた教育内容と方法、歯学部学生支援室（SSC）の設置に伴う学生指導方法、およびデジタル媒体や AI の効果的な利用法について研修した（資料 4-25, 26）。また令和 4～5 年度に開催した研究に関する内容としては、研究倫理の基本とその指針・法令の最新状況を研修した（資料 4-23, 24）。

すべての FD 研究会で歯学部教員の出席を記録しており、直近の 3 年間に開催された教育力向上に関する FD 研究会において、大学の求める「年 1 回必ず参加」をクリアしており、歯学部全常勤教員の参加を求めた内容の歯学部 FD 研究会においては、全ての開催回で 50～87%という高い参加率となっている（資料 4-27：令和 4～5 年 9 月調査時点での各常勤教員数は、それぞれ 138 名と 130 名であり、この人数に基づいて参加率を算出した）。

【4-9】専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。

1) 教員個人による教育研究活動等に対する自己点検・評価の実施

任期制教員については、「学校法人愛知学院任期制教員規程」（資料 4-3）、「愛知学院大学

歯学部教員資格審査内規」(資料 4-5) 及び「愛知学院大学歯学部教員の採用及び昇任に関する審査基準の指針」(資料 4-4) に従って、当該教員の任期中の業績審査を行っている。任期が定められていない専任教員についても、「愛知学院大学歯学部における教員の活動業績評価指針」(資料 4-28) に従って、一定期間ごとに評価を行い、必要な場合には改善の勧告をしている。

上記の専任教員の業績評価のベースになるものとして、各講座の主任教授が管轄する形で前年度末(新任の場合は年度初め)に「目標シート」(資料 4-29)を作成し、教育、研究、臨床、大学運営、および社会貢献の各項目について具体的な目標、達成方法、および重み(エフォート)を教員個人が定めて1年間活動し、年度末には「教員自己評価表」で各項目に対して詳細な活動内容を記入し、点数化することで、毎年自己点検・評価を実施している(資料 4-30)。また、大学全体では「教員の諸活動における自己点検・自己評価に関する実施要領」(資料 4-31)に基づいて、WEB データベースシステム「研究業績プロ」を使用して、年度ごとに1年間の目標・計画を入力することで、各教員の PDCA サイクルの実効性を高めながら、業績を公開するようにしている。(資料 1-5-24)

さらに教育面では、全学的に行われている「学生による授業アンケート」(資料 4-32)を WEB システムの「Web Campus」を利用して実施し、学生からの評価に基づいて、教員がコメントを同 WEB システムに入力することで、授業の自己点検・評価を行っている。

2) 教員個人による教育研究活動等の自己点検・評価結果の公表

上記「研究業績プロ」では、教育研究活動の業績の一部について公開義務項目を設定している(資料 4-33)。また、大学全体では、優れた教育を実践している教員に対して教育優秀賞を授与し、全学 FD 研究会でその実践例を全教員が学んだ上で、大学ホームページで公開している(資料 1-5-25)。

<根拠資料>

- ・添付資料 4-20:教育開発研究センター委員会規程
- ・添付資料 4-21:全学 SD 研修会活動実績(令和 5 年度)
- ・添付資料 4-22:歯学部 FD 委員会内規
- ・添付資料 4-23:令和 4 年度全学 FD 活動報告書
- ・添付資料 4-24:令和 5 年度全学 FD 活動報告書
- ・添付資料 4-25:未来口腔医療研究センター報告書 2022
- ・添付資料 4-26:未来口腔医療研究センター報告書 2023
- ・添付資料 4-27:令和 4・5 年度歯学部専任教員 FD 参加実績資料
- ・添付資料 4-28:愛知学院大学歯学部における教員の活動業績評価指針
- ・添付資料 4-29:目標シート(様式)
- ・添付資料 4-30:教員自己評価表(様式)
- ・添付資料 4-31:教員の諸活動における自己点検・自己評価に関する実施要領

- ・添付資料 1-5-24：大学ホームページ「教員の業績・学位」
<https://agurl.acoffice.biz/aiguhp/KgApp/>
- ・添付資料 4-32：令和5年度学生アンケート実施実績
- ・添付資料 4-33：研究業績プロ入力要領
- ・添付資料 1-5-25：大学ホームページ「教育優秀賞 WEB 公開資料」
<https://www.agu.ac.jp/topics/20231220-04/>

【大項目4の現状に対する点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

令和2年（2020年）の大学認証評価結果では歯学部に対して特段の指摘は無く、以降、教員組織の運営については現状まで基本的な状況を維持しながら改善してきている。設置基準を満たす教員を配置しており、教員の職位構成、年齢構成、男女比、自校出身率比についてバランスのとれた構成になっている。ただし、専任教員の男女比については、女性教員比率が低く、改善が必要となっている。

教員数に対する科研費獲得件数は十分ではなく、基盤研究(B)以上の高額予算の獲得数も少ない。また、私学助成による教育研究設備を充実させる取り組みをこの10年ほど行っておらず、高度な教育と研究を実施できる設備を維持が困難になっており、改善が必要となっている。

また、FD活動計画書を作成段階にあり、また教育活動の現場へFD活動の成果を還元する取り組みが実施できていない。組織的・計画的なFD活動を実行する点で、検討と改善が必要となっている。

(2) 改善のためのプラン

専任教員の男女比については、主任教授選考では女性の積極的な採用を公募要項に明記しており、これを継続する。また、年度ごとの自己点検・評価シートでは女性比率の改善の必要性について明記した上で、教授会および歯学研究科委員会で専任教員の女性登用促進を周知しており、これを継続する。

科研費の獲得状況・申請時期・申請にあたっての大学のサポートシステムについては、毎年教授会で周知しており、これを継続する。また、科研費の獲得率を高めるためには研究レベルの底上げが大前提であり、高度な研究を進める上で機器設備の老朽化が問題となっている点については、コンスタントな私学助成金を利用した設備投資を行う。また、中長期的な研究レベルを維持・向上させるために、大学院生数と教員数を維持し、若手研究者の育成に注力するための改善策を進める。

FD活動については、新設の教育講座が主導する形で、現在作成している中期計画に沿って活動を実行しながら、教員の教育研究力に実質的な還元を進め、各年度での到達目標の達成度合いを検証する。

5 自己点検・評価

・項目：自己点検・評価

評価の視点	評価のポイント
5-1 組織的な自己点検・評価に関する体制を整備していること。	・組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価のための体制構築 ・歯学教育(学士課程)の質保証の仕組みと全学的な質保証の仕組みの有機的な連関
5-2 教育研究活動について組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。	・教員の教育研究活動評価を踏まえた組織的な自己点検・評価の実施 ・定期的な自己点検・評価の実施
5-3 学外の有識者による第三者評価を受けていること。	・機関別認証評価や法人評価等の第三者評価の申請と評価結果の受領
5-4 自己点検・評価及び第三者評価の結果を公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。	・組織的な自己点検・評価結果の公表 ・説明責任を果たすための情報公開における工夫

<現状の説明>

【5-1】組織的な自己点検・評価に関する体制を整備していること。

1) 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価のための体制構築

本学では、本学の学則において、「本大学は、その教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と自己点検・評価を定義している。この定義に基づき、自己点検・評価委員会のもと、自己点検・評価活動を行っており、教育・研究および管理運営の各分野を点検・評価している（資料 1-5-26）。

具体的には、内部質保証として大学教学改革推進会議を定期的で開催し、自己点検・評価を行う指針として、愛知学院大学内部質保証推進規程（資料 5-1）を定め、歯学部では愛知学院大学歯学部自己点検・評価委員会内規（資料 5-2）及び愛知学院大学大学院歯学研究科自己点検・評価委員会内規（資料 5-3）を設けている。

内部質保証及び自己点検・評価を具体的に実施するにあたり、全学部の学部長会、代表教授会、大学院委員会、教務委員会、自己点検・評価委員会で実施時期や実施方法等が審議され、大学の各学部・研究科による自己点検・評価に加えて、学部間・研究科間で相互評価を行っている（資料 5-4、資料 5-5）。

2) 歯学教育(学士課程)の質保証の仕組みと全学的な質保証の仕組みの有機的な関連

歯学教育(学士課程)の質を担保するための仕組みとしては、修学に関する年間スケジュール、時間割、授業科目、単位数、開講時期、授業担当者、試験・評価の方法等を、毎年度 24 回程度行われる歯学部教授会にて方針を検討したうえで具体的な内容、実施方法等は年に 20 回程度開催される歯学部教務委員会にて検討し、歯学部教務委員会での検討結果を歯学部教授会にて審議して歯学教育を効果的に行うための教育方針を定めている。歯学部教務委員会で検討する内容のうち、歯学部の全講座の意見の集約や確認が必要なものについ

では、全講座の教員が出席する歯学部カリキュラム委員会にて検討し、その結果を歯学部教務委員会に報告して検討する仕組みをとっている。

各授業科目の内容の適切性を確認するために、次年度シラバスの作成過程において、歯学部内で全てのシラバスの第三者チェックを相互に行う仕組みをとっている（資料 5-6）。

歯学部での質保証の仕組みと全学的な質保証の仕組みとの関連としては、歯学部教務主任が全学教務委員会に参加し、歯学部教授会で承認された事項を教務部長及び他学部の代表者による確認及び承認を得たうえで歯学教育を実施している。歯学部における試験の実施や成績評価については、原則として全学の規程に従って行っているが、歯学部独自の試験や成績評価を行うものについては、歯学部独自の規程を全学教務委員会からの承認を得たうえで制定している（資料 1-2-15）。

本学全体における教育の質の向上を図る仕組みとして、教育優秀賞の表彰制度を設けており、歯学部からも効果的な学生教育を行っている教員を教育優秀賞候補者として推薦している（資料 5-7）。

【5-2】教育研究活動について組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。

1) 教員の教育研究活動評価を踏まえた組織的な自己点検・評価の実施

本学では、教員の教育研究活動の組織的な評価として、毎年当該年度の自己点検・評価シートに基づく自己点検・評価を行っている（資料 1-5-26）。

また本学では、全学部の全教員に対して、教員情報として、毎年の研究・教育活動、社会における活動、研究費の取得状況、学外委員等の教員の諸活動における自己点検・評価を入力することを義務付けている。教員情報を入力する際に、前年度に立てた教育・研究等の目標の達成状況について自己点検・評価を行うとともに、次年度に向けた目標を立てることを求めている（資料 1-5-27）。

歯学部における自己点検・評価の活動としては、歯学部における教員の活動業績評価指針を定め、歯学部における各教員の教育活動、研究活動、臨床活動、大学運営活動、社会貢献活動について、毎年自己評価表及び目標シートを提出している。その内容を所属長が歯学部教員の活動評価基準を基に評価し、評価結果を活用して教員の諸活動の活性化と高度化に繋げている（資料 5-8）。また、毎年行う教員自己評価に加えて、全教員に対して 5 年ごとに歯学部長が歯学部教員評価委員会を招集し、教員自己評価表、履歴書、業績報告書、教育研究業績一覧を基にして評価報告書を作成して、教員の活動の改善に努めている（資料 5-8）。

2) 定期的な自己点検・評価の実施

教員全体の活動を反映する学部の組織的な自己点検・評価シートに基づく自己点検・評価は大学全体の自己点検・評価委員会が中心となって毎年行っている（資料 1-5-26）。

本学の全教員が行う教員の諸活動における自己点検・評価については、毎年度の目標とともに毎年入力することが義務付けられている（資料 1-5-27）。

歯学部独自の自己点検・評価として、歯学部の全教員に対して毎年自己評価表及び目標シートを提出することを求めており、5年ごとに歯学部教員評価委員会が教員評価を行っている（資料 5-8）。

【5-3】学外の有識者による第三者評価を受けていること。

1) 機関別認証評価や法人評価等の第三者評価の申請と評価結果の受領

本学は、2020（令和 2）年度、公益財団法人大学基準協会による認証評価を受け、「2020（令和 2）年度大学評価の結果、愛知学院大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。認定の期間は、2021（令和 3）年 4 月 1 日から 2028（令和 10）年 3 月 31 日までとする。」との結果を受領している（資料 1-5-28）。

歯学部の認証評価については、今回の申請により第三者評価を受けることとなっている。

【5-4】自己点検・評価及び第三者評価の結果を公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

1) 組織的な自己点検・評価の公表

本学では、教員の教育研究活動の組織的な評価として、毎年当該年度の自己点検・評価シートに基づく自己点検・評価を行った結果を、本学のホームページ上に公表している（資料 1-5-26）。歯学部の自己点検・評価結果は、歯学部のホームページ上でも公表している（資料 1-5-29）。また、この度歯学部が受ける分野別評価の結果について、受領する結果を公表する準備をしている（資料 1-5-30）。

2) 説明責任を果たすための情報公開における工夫

大学及び学部として行っている自己点検・評価の結果、また第三者評価の結果を社会に対して情報公開するために、大学ホームページ及び歯学部ホームページ上の情報公開のページにそれらの内容を掲示することで、ホームページ上からまた web 上のキーワード検索により、本学の自己点検・評価の実施とその結果、第三者評価を受けた結果をできるだけ公開できる工夫をしている（資料 1-5-26、1-5-28、1-5-30）。また、今回受ける分野別認証評価の結果を公表できるように、すでに歯学部ホームページ上の情報公開のサイトに「教育評価：分野別評価」の欄を準備している（資料 1-5-30）。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-5-26：愛知学院大学ホームページ「自己点検・評価」
https://www.agu.ac.jp/guide/self_assessment/
- ・添付資料 5-1：愛知学院大学内部質保証推進規程
- ・添付資料 5-2：愛知学院大学歯学部自己点検・評価委員会内規
- ・添付資料 5-3：愛知学院大学大学院歯学研究科自己点検・評価委員会内規
- ・添付資料 5-4：令和 5 年度第 11 回歯学部教授会 資料 19
- ・添付資料 5-5：令和 5 年度第 11 回歯学部教授会 資料 28
- ・添付資料 5-6：令和 5 年度第 19 回歯学部教授会 資料 14
令和 5 年度第 20 回歯学部教授会 資料 13
令和 5 年度第 22 回歯学部教授会 報告事項 23
- ・添付資料 1-2-15：歯学部キャンパスガイド 諸規定（77 頁～101 頁）
- ・添付資料 5-7：令和 5 年度第 8 回歯学部教授会 資料 28
- ・添付資料 1-5-27：愛知学院大学ホームページ「教員情報」
<https://agurl.acoffice.biz/aiguhp/KgApp/TOP>
- ・添付資料 5-8：愛知学院大学歯学部における教員の活動業績評価指針
- ・添付資料 1-5-28：愛知学院大学ホームページ「認証評価結果」
<https://www.agu.ac.jp/guide/accreditation/>
- ・添付資料 1-5-29：愛知学院大学ホームページ「教育評価：自己点検・評価報告書」
http://www.dent.agu.ac.jp/disclosures/ee_sa/
- ・添付資料 1-5-30：愛知学院大学歯学部ホームページ「教育評価：分野別評価」
<http://www.dent.agu.ac.jp/disclosures/>

・項目：結果に基づく教育研究活動の改善・向上

評価の視点	評価のポイント
5-5 自己点検・評価及び第三者評価の結果を教育研究活動の改善・向上に結びつけていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価及び第三者評価の結果に基づく当該歯学教育課程の活動全般に関する改善・向上を図るための計画の策定 ・当該歯学教育課程の活動全般に関する改善・向上を図るための計画の実行及び具体的な改善事例

＜現状の説明＞

歯学部自己点検・評価委員会は、毎年2回ほど開催し、愛知学院大学歯学部自己点検・評価委員会内規（資料1-8）に基づいて、歯学部の教育理念・目標および歯学部の3つの方針について全学的な方針との整合性を検討し、教育の充実、学習成果の向上を目指している。

（資料5-9）そして、同委員会の検討結果は歯学部教授会において審議し、改善・向上の方策を検討している。（資料5-10）

歯学部で開講する授業科目は、「歯学教育モデルコアカリキュラム」「歯科医師国家試験出題基準」等に基づき「カリキュラムポリシー」に従って、歯学部教務委員会で検討し、作成された原案を歯学部教授会で審議して決定している。具体例として、今年度は「歯学教育モデルコアカリキュラム令和4年度改訂版」に準じて、1年次の専門教育科目の見直しを行い、科目名とその内容を一新している。3年次と4年次に開講する臨床系専門科目の順次制についても見直している。また、6年次に開講していた医科系専門科目は、5年次の臨床実習前の4月に変更し、臨床実習に必要な基礎系専門科目の知識を再確認するための科目も新設するなど臨床実習がこれまで以上に充実したものになるように改編した。

専任教員の評価においては、愛知学院大学歯学部教員資格審査内規の改定と愛知学院大学歯学部における教員活動の業績評価指針の制定を行い、令和2年4月1日より歯学部独自で実施し、毎年の教員評価を行いつつ、必要に応じて基準の見直し等を行っており、現在は令和4年4月1日から改正された基準（資料5-8）に従って適切な教員評価を行っている。

学生の進級不可者の減少、歯科医師国家試験合格率及び最低修業年限での歯科医師国家試験合格率の向上等を目的として、平成31年度より新たに学部内組織として歯学教育情報管理分析（IR）室を設置（資料1-9）した。IR室において教育に関する情報を調査収集し分析を行い教育の改善に資する客観的データを作成したうえで、歯学部教務委員会及び歯学部教授会に分析結果を提供することで、学部全体の教育内容の見直しや改革等を行いPDCAサイクルが回るような環境を整備してきた。

令和5年度には、これまでの臨床研修部を総合歯科臨床教育研修センターに改編し、臨床実習生が臨床研修歯科医の元で実習ができる体制を構築し、シームレスに学部教育と卒後教育を繋げる環境を整備した。（資料5-11）

さらに、令和6年度には、総合歯科医学教育講座を新設し、常勤教員2名体制で、カリキュラムの見直しや個々の学生の学力カルテの作成などを行う専門部署を整備し、最低修業

年限での歯科医師国家試験合格率の向上を計っている。(資料 1-10)

また、ルーブリックによる教育評価を行うために、臨床実習におけるルーブリック評価として「レポート評価用ルーブリック」・「ケースプレゼンテーション評価用ルーブリック」・「自験ケース」評価用ルーブリック」を作成し、3種類のルーブリック評価を臨床実習における評価の1つとして活用している。

近年、共用試験(CBT)による進級不可者が一定数いることから、総合的な学力不足と分析し、低学年から総合的な学力を身につけるために、令和6年度から2年次と3年次に、国家試験問題形式による総合学力試験を実施する予定であり、その効果を考察しながら次年度以降総合学力試験の内容を精査する計画である。

学生の学習指導対策としては、令和3年度から歯学部学生支援室を新設し、各学年に主任教授による学年主任、また、各学年の学生を10班に分けて、各班に歯学部常勤教員1名のチューターを配置して、入学時から卒業時までのそれぞれの学生の学習支援活動を行っている。(資料 1-11) 本学の特徴としては、学年主任及びチューターは、学生が進級するごとに持ち上がりの仕組みとしており、6年間の学修を共に行うことで精神面の支援ができると考えている。

<根拠資料>

- ・添付資料5-9：令和5年度第2回歯学部自己点検・評価委員会議事録
- ・添付資料5-10：令和6年度第1回教授会議事録・資料29
- ・添付資料5-11：愛知学院大学歯学部総合歯科臨床教育研修センター規程

【大項目5の現状に対する点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

本学歯学部が実施している自己点検・評価については、教員の活動を客観的な指標から定期的に評価できるような評価内容と仕組みを構築できていると考えているが、評価基準に用いている各項目の評価基準の点数が適正で公平な評価ができるのかについては適宜見直す必要があると思われる。また、各教員の職位ごとに求めている評価基準点異なるが、それぞれの点数が適切であるかについても適宜見直すことが必要であると考えている。

自己点検・評価に関する全学で実施している各教員の評価結果では、各年度の教育・研究・社会貢献活動などの実績をホームページ上の教員情報を通じて公表しているが、各教員の具体的な目標及び達成状況については公開していない。また、歯学部独自の教員活動評価は、その結果を公表していないため、今後それらの結果の公表について検討が必要であると考えている。

(2) 改善のためのプラン

歯学部が実施している自己点検・評価の評価基準について、評価結果の教員間の公平性を保つために、5年ごとに歯学部教員評価委員会が行う教員評価の際に、複数の教員の自己評価、所属長の評価をそれぞれの教員が提出している報告書と照らし合わせて問題点があるかを確認し、改善が必要な点がある場合にはその解決方法を令和6年及び7年度の結果から検討したいと考えている。

各教員の自己点検・評価結果のホームページ上での公表については、大学が行う自己点検・評価については歯学部だけの判断で公表することは困難であるが、歯学部が独自に行っている自己点検・評価の結果については、個人情報保護の観点に配慮しながら、公開できる内容を令和6年及び7年度にかけて検討したいと考えている。

本学歯学部における教育活動について、歯学部自己評価委員会が中心となり自己点検・評価を実施し、各大項目で明らかとなった問題点を振り返り、それに対する改善方策、計画等について記す。

(1) 自己点検・評価を振り返って

大項目の順に述べる。

1. 使命・目的

これまで行ってきた自己点検・自己評価の体制を改め、全学的な内部質保証推進会議と自己点検・評価委員会を新設し、歯学部では、その傘下として取り組んできたが、歯科医学教育者の育成や大学院への進学率が低いことなど十分な成果がでていない。また、歯学部における外部評価者による点検・評価体制の確立が早急に必要であると考えている。

2. 教育の内容・方法・成果

- ①自験のための同意患者数、各講座科目における実習ケースの到達度等の管理が一元管理されていないことから検討が必要である。
- ②自験に備えた模型実習を計画的に行える仕組みづくりやシュミレーション実習室を使っている予習課題用のポートフォリオ・システムを整備する検討が必要である。
- ③模型実習や予備課題における学生個々の到達度や目標の設定について、検討することが課題である。
- ④臨床実習用の歯科用ユニットの配置を検討する必要がある。
- ⑤4年次から5年次に向けての進級不可率が低くなるような対策の検討が必要である。
- ⑥個々の学生の学力カルテを作成するにあたり、その内容を詳細に検討することが必要である。

3. 学生の受け入れ

- ①全国にいる本学への入学志願者が受験しやすい環境の整備が必要であることから、遠隔地からの受験機会を増やす方策の検討が必要である。
- ②第2学年から編入するための編入試験の出願資格の拡充することに関する検討が必要である。
- ③入学後に進路変更する学生が一定数いることからその原因の追究と対策の検討が必要である。

4. 教員・教員組織

- ①専任教員の男女比について、女性教員比率を上げることの対策の検討が必要である。
- ②科研費獲得数が低いこと、特に、基盤研究 B 以上の高額予算の獲得数を上げることについての検討が必要である。
- ③FD 活動計画書の作成および組織的な FD 活動の実施についての検討が必要である。

5. 自己点検・評価

- ①歯学部の自己点検・評価の評価基準の点数の適宜見直しすることについて検討が必要である。
- ②全学の自己点検・評価の公表について、各教員の具体的な目標及び達成状況の公表することについての検討が必要である。
- ③歯学部独自の教員活動評価の結果を公表することについて検討が必要である。

(2) 今後の改善方策、計画等について

大項目に従って述べる。

1. 使命・目的

歯科医学教育者の育成を目的としたワーキンググループを設立し、歯学教育の質保証の検証と向上に向けて取り組むことを検討する。

また、歯学部の自己点検・自己評価委員会に歯学部教員以外の有識者をメンバーに含み、歯学部の教育理念・目的等について定期的に検討する。

2. 教育の内容・方法・成果

- ①臨床実習の一元管理については、総合歯科医学教育講座の教員を含む「臨床実習主任指導者会議」にて、各講座担当科目における臨床実習の進行状況を共有することで改善を試みることを検討する。
- ②模型実習に必要となるファントム付きの実習室が完成したのでその運用プログラムを整備することを検討する。
- ③自験に備えた予習課題用のポートフォリオの体制を構築することを検討する。
- ④前年度の科目を再度、学修できる講義（基礎臨床統合講義）を新設した。さらに、2 年次と 3 年次に進級要件とした総合学力試験を実施し、低学年において総合的な知識の定着を促すことで、4 年次の共用試験による不合格者数を減少させることを検討する。
- ⑤個々の学生の学習成果を把握・分析するために IR 室および総合歯科医学教育講座に修学上のデータを集約・蓄積し、学力カルテの作成に着手する。

3. 学生の受け入れ

- ①筆記試験を伴わない入学試験における面接をオンラインで実施することを令和7年度入学者の入学試験から実施している。
- ②2年次編入学の入学試験の応募資格の拡充について令和8年度から入試に向けて検討を始める。
- ③入学後の進路変更者数を減らすために、歯科医師になる強い意思確認が必要と考えて、令和6年度から入学試験の面接時間を延ばした。

4. 教員・教員組織

- ①主任教授選考基準では、女性の積極的な採用を公募要項に明記するなど、女性登用促進の必要性については、学内でも周知済みであるので、これらを継続する。
- ②科研費の獲得を目指した講義の実施や学内や学外との共同研究の推進を積極的に実施すること。また、大学院生数の増加について検討することが必要である。
- ③FD活動については、今年度に新設した総合歯科医学教育講座を中心とし、教員の教育力を高めるためのワークショップの開催及びそこでの成果を全教員に還元することを実施する。

5. 自己点検・評価

- ①基準点については複数の教員による評価を実施し、浮かび上がった問題点についての解決方法を検討する。
- ②全学の自己点検・自己評価委員会によって、各教員の具体的な内容について公表することを検討する。
- ③歯学部独自の自己点検・評価の公表については、公表できる内容について検討を始める。

以上